

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1						別紙 7-4-3	土壌汚染深度調査報告書	別紙7-8828に「本調査報告書は令和6年度に実施した「前橋水質浄化センター更新事業（第1期）土壌汚染認定調査業務（単処委第5号）」の内容を含むものとする」との記載があります。 この認定調査業務は、表層土壌を対象に基準不適合であった物質の土壌溶出量試験、土壌含有量試験のみを対象とした認定試験、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2						別紙 13-1	実績流入水量（合流污水）	当該データは既存の合流幹線切替の仮設計画を立案するうえで非常に重要なデータと認識しております。 このデータは東側合流幹線（Φ2200）と北側合流幹線（Φ1100）を合算した実績流入水量でしょうか。	別紙13-1に示す実績流入水量は、2系最初沈殿池及び3系最初沈殿池（合流系）への流入量の合計値です。 そのため、雨天時貯留沈殿池、東側幹線、北側幹線からの直接放流量は含まず、場内返流量を含みます。 また、既設沈砂池内にて合流系統と分流系統の間に連絡ゲートがあり、常時閉ですが、一部分流污水を含む場合もあります。
3						別紙 13-1	実績流入水量（合流污水）	実績流入水量（合流污水）について、東側合流幹線と北側合流幹線各々の実績流入水量データはございますでしょうか	幹線ごとの実績流入水量データはありません。
4						別紙 13-1	実績流入水量（合流污水）	当該データの測定場所、位置をご教示願います。	実績流入水量(合流污水)の測定場所については、近日中に公表いたします。
5						別紙 13-1	実績流入水量（合流污水）	東側流入幹線（Φ2200）の切替を検討するに当たり、流下水深を設定したいのですが、仮に勾配0.5%、粗度係数n=0.013,自然流下,平均流量2,500m ³ /h（実績流入水量より設定）とし、マニング式で流下水深を求めると335mmとなりました。切替検討における流下水深の設定は、前述の考え方でよろしいでしょうか。 また、貴市において切替における流下水深の設定（〇〇〇mm以下）がございましたら、流下水深をご提示いただけないでしょうか。	切替検討においては、本市が示す要求水準を満たすように設計・施工してください。 なお、個別の流下水深の設定はありません。
6						別紙 13-2	実績流入水量（分流污水）	当該データは既存の分流幹線切替の仮設計画を立案するうえで非常に重要なデータと認識しております。 このデータは東側分流幹線（Φ900）との理解でよろしいでしょうか。	別紙13-2に示す実績流入水量は、3系最初沈殿池（分流系）への流入量です。 また、既設沈砂池内にて合流系統と分流系統の間に連絡ゲートがあり、常時閉ですが、一部合流污水を含む場合もあります。
7						別紙 13-2	実績流入水量（分流污水）	当該データの測定場所、位置をご教示願います。	実績流入水量(分流污水)の測定場所については、近日中に公表いたします。
8	—	別紙2	—	—	—	—	し尿浄化槽汚泥受入施設の配置	別紙2基本工事ステップのし尿浄化槽汚泥受入施設の配置が、最新とのことですが、基本設計時点と配置変更した意図は、土壌汚染範囲による認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	—	別紙4	—	—	—	—	し尿および浄化槽汚泥の実績受入量	沈砂の発生量を把握されているようでしたら、ご提示いただけないでしょうか。	し尿処理施設の沈砂発生量の詳細については、近日中に公表いたします。 なお、浄化槽汚泥処理施設からの沈砂発生量は、実測値はございませんが、月1m ³ 程度と想定されます。

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第 1 期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
10	—	別紙19	—	—	—	—	突発的に生じた修繕等対応フロー	②について 対象となる簡易修繕の内容を具体的にご提示いただけないでしょうか。	「簡易な故障修繕」は、「下水道施設維持管理積算要領－処理場・ポンプ場施設編－2020年版（公益社団法人 日本下水道協会）」P.6に記載されている、「特殊な機器、部品、高度な専門技術または外部からの人的応援を必要としないで、勤務時間内に作業、処置できる修繕」を指します。
11	—	別紙19	—	—	—	—	突発的に生じた修繕等対応フロー	②について 貴市手配の別業務受託者による修繕対応について、施設7全体の保全管理の観点から、その内容を事業者にも情報共有していただける認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 別業務受託者が実施した修繕の内容は、本市から民間事業者へ情報共有することを想定しています。
12	—	別紙19	—	—	—	—	突発的に生じた修繕等対応フロー	③について 事故原因調査の結果、その原因が保全管理実施者の責に帰さない事由だった場合は、事故等の対応費用について、全て貴市がご負担されとの認識でよろしいでしょうか。	事故後の対応費用につきましては、原因によって事業契約書に定める形で費用負担者が定まります。よって、事故原因が保全管理実施者の責めに帰さない事由であることをもって、事故後の対応費用がすべて本市になるものではありません。
13	1	1	1.1	-1	—	(ク)	撤去施設	「撤去施設」とは、民間事業者が撤去する施設、設備及び付属品等の全てのもの」とのことですが、付属品等には、撤去施設に該当しないもの、具体的には撤去施設内に残置している工具、書類等は含まない、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	1	1	1.1	-1	—	(ク)	撤去施設	「撤去施設」とは、民間事業者が撤去する施設、設備及び付属品等の全てのもの」とのことですが、付属品等には、撤去施設には該当しない、具体的には撤去施設内に残置している一般廃棄物は含まない、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	1	1	1.5	(5)			土壌汚染対策	別紙7-4-2表層土壌汚染調査報告書に依ると基準値の超過は無しとあります。要求水準書に記載のある基準値を超えている調査結果報告書をご提示下さい。	ご記載の報告書は別紙7-4-3（別紙7-8826）以降に示しております。
16	1	1	1.5	(5)			土壌汚染対策	上記、要求水準書に記載されている区域指定に関する行政との打合わせ記録及び書類をご提示下さい。	詳細については、開示可能な情報を精査の上、可能な範囲を募集要項等に示します。
17	1	1	1.5	(5)			土壌汚染対策	上記、要求水準書に記載されている区域指定解除に関して、2年間のモニタリングに依る解除条件は不要と考えてよろしいでしょうか。	別紙7-8868のとおり、地下水調査の結果、現時点では地下水汚染は認められていないため、2年間のモニタリングは不要と想定しています。
18	別紙2-14						スケジュール	別紙2「基本工事ステップ」のステップ－4では、既設1系水処理施設の撤去期間が令和14年度とされています。一方、ステップ－5では、し尿・浄化槽汚泥受入施設の新設工事期間が令和14年度から令和16年度までとされています。両工事は同一場所での施工となるため、既設1系水処理施設の撤去完了後でなければ、し尿・浄化槽汚泥受入施設の新設工事に着手できないものと考えます。両工事の施工時期および施工順序ならびに正となる工程をご教示ください。また、施工上の制約条件がある場合は、併せてご教示ください。	既設1系水処理施設は、し尿浄化槽汚泥受入施設建設前に撤去が必要と想定している点はお見込みのとおりです。 本ステップは本市が提示する基本工事ステップですので、本市が求める要件を満足するものであれば、変更のご提案は認めます。

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
19	別紙2-14						スケジュール	別紙2「基本工事ステップ」のステップ－4では、既設1系水処理施設の撤去期間が令和14年度、ステップ－6では、既設施設の撤去期間が令和16年から令和17年度までとされています。 一方、新管理棟（自家発電機室、水質試験室、事務室、監視室）の供用開始から既設管理棟、発電機室、水質試験室の撤去まで、一定の期間が設けられています。これらの既設施設の撤去は、全体工程上のクリティカルパスに該当せず、先行して実施することが可能と考えます。既存施設の運転・維持管理に支障を及ぼさず、要求水準を満足することを条件として、基本工事ステップに示された時期よりも撤去工事を前倒して実施することは可能でしょうか。また、施工時期および施工順序に関する制約条件がある場合は、併せてご教示ください。	要求水準書（案）1.1(6)及び1.3(3)に記載のとおり、本市が求める要件を満足することを条件として、工程短縮及び工事ステップの変更は認めます。
20	2	1	1.1	-2	—	—	事業目的	「事業方式はライフサイクルコストの最適化による事業費削減を目的に…」のライフサイクルコストは、DBMの点検・修繕の費用が対象で、日常の電気、薬品、燃料等の費用は対象外との理解でよろしいでしょうか。	DBMの対価には日常の電気、薬品、燃料等のユーティリティ費は含まませんが、ライフサイクルコスト最適化の観点から、その縮減に資するご提案はお願いいたします。なお、評価項目の詳細は募集要項等に示します。
21	2	1	1.1	-3	—	—	事業コンセプト	事業コンセプトのうち、「5）下水道の継続的な運営管理の実現」に、「官民連携による継続的な技術継承」「地元企業の育成」との記載があります。事業期間中・終了時の引継ぎや地元企業への技術教育・研修等に関する要求水準は、募集要項等の公表時に示されるという理解でよろしいでしょうか。もしくは、事業者の提案によるものでしょうか。	「官民連携による継続的な技術継承」については、性能評価検証業務等において示している内容です。 「地元企業の育成」については、地元企業を体制に組んでいただくことで、各社のノウハウが伝わることを期待しています。
22	2	1	1.1	-3	—	—	地元企業の定義	地元企業の定義について、前橋市に本社本店を置く企業という理解でよろしいでしょうか。公開いただいた資料のなかに「地元企業」「市内企業」の表現があるため、定義を確認させてください。	詳細は募集要項等に示します。
23	2	1	1.1	(3)			事業コンセプト	「将来計画を考慮した施設整備」とありますが、貴市として第1期事業において必ず配慮が必要とお考えの点がございましたらご教示ください。	今回建設予定の新1系水処理施設と将来計画している污泥処理施設や新2系水処理施設との円滑な維持管理動線の確保についてはご配慮いただきたいと考えております。
24	2	1	1.1	-3	1)	—	下水道の継続的な機能維持の実現	「省エネ、再エネの活用」との記載がありますが、省エネ率・CO ₂ 削減率等の評価基準は、別途明示していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	省エネ及び温室効果ガス削減目標については、「前橋市地球温暖化防止実行計画2021－2030」をご参照ください。なお、評価項目及び評価基準の詳細については、募集要項等に示します。
25	2	1	1.1	-3	4)	—	事業コンセプト	4)、5)に「地元企業の積極的な活用」、「地元企業の育成」とあります。「地元企業の活用や育成」については評価基準等で別途評価基準を明示していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	評価項目及び評価基準の詳細については、募集要項等に示します。
26	2	1	1.1	(3)	4)		事業コンセプト	評価対象となる「地元企業」の定義について、市内に「本社」を有する企業に限定されるのか、支店や営業所等を有する企業も含まれるのかご教示いただけないでしょうか。	No.22の回答をご参照ください。
27	2	2.2	(8)	(1)			撤去工事	処理槽・タンク等の溶剤を入れていた構築物に関しては中身の除去及び洗浄に関しては別途と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。本市が別途委託業務で行います。 なお、業務発注等に時間を要するため、必要な場合は期間に余裕をもって本市と日程調整を行ってください。
28	2	2.2	(8)	(1)			撤去工事	建屋撤去時、内部に残置される機械設備（配管）・備品・器具・及び什器等は無いものと考えてよろしいでしょうか。	機械設備(配管)の撤去は、本事業に含みます。

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
29	2	2.2	(8)	(2)	(カ)		アスベスト	アスベスト除去工事に関しては一部、調査資料が貸与されて居ますが未調査の為、調査費用に関しては見積もりを行います、除去費用及び工期に関しては別途協議と考えてよろしいでしょうか。	アスベストの除去費用及び工期に関しても、調査費用と同様、事前に考慮したうえで、本事業の事業費及び工期に係る提案をしてください。 なお、次の①、②いずれにも該当する場合は、除去費用及び工期に関して、市は事業者と別途協議を行います。 ①調査業務を適切に実施したにも関わらず、アスベストを発見することができなかった場合 ②本市から貸与した調査資料及び事業者が実施した調査業務の結果から、事業者の専門的知見及び経験に照らして疑義を抱く事情が存在しなかった場合。
30	2	2.2	(8)	(2)	(ク)		地下構築物に関して	地下構築物に関しては原則撤去、但し提案を行い協議の上残置も認めるとありますが、見積もりをする上で残置を認めて頂く事が出来るのでしょうか。	地下工作物は原則として撤去対象であり、存置は、やむを得ない事情により土地所有者及び前橋市廃棄物対策課が各種関係法令等に基づき認めた場合にのみ可能です。 なお、事業提案書に対応した見積書に関する詳細は募集要項等に示します。
31	3	1	1	-6	表1-1	—	事業期間・スケジュール（予定）	令和25年4月～令和45年3月で性能評価検証期間が2年間ございますが、供用は開始するため瑕疵担保期間の開始日は令和25年4月が起点という認識でよろしいでしょうか。	新1系水処理施設の契約不適合期間の起点がいつからかを問う質問と認識しています。詳細は募集要項等に示します。
32	3	1	1	-6	表1-1	—	事業期間・スケジュール（予定）	設計・建設期間15年間の間に供用開始する施設がございますが、それらの施設は供用開始日(部分引渡し日)が瑕疵担保期間の開始日となる認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 各施設の引渡し日が各施設の契約不適合期間の開始日となる予定です。
33	3	1	1.1	(6)			事業期間・スケジュール（予定） 表1-1	供用開始時期を各工事名ごとで示されていますが、いずれも提案によって前後することは認められるのでしょうか。供用開始時期の制限があればご教示いただけないでしょうか。	本市が示す要件を満足することを条件として供用開始時期の変更は認めます。
34	3	1	1.1	(6)			事業期間・スケジュール（予定） 表1-1	設計業務は撤去と建設を分けて承諾いただくことは可能でしょうか。（全ての設計承諾を得る前に撤去工事に着手することが可能かどうかという意図です。）	設計業務については、撤去部分と建設部分を分けて承諾いただく形で問題ありませんので、その都度協議をお願いいたします。
35	3	1	1.1	(6)			事業期間・スケジュール（予定）	し尿浄化槽汚泥受入施設建設工事の供用開始時期がR17年となっていますが、既存のし尿受け入れ施設の稼働を前提として、提案に合わせて、供用開始時期を後ろ倒しすることは可能でしょうか。	No.33の回答をご参照ください。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
36	3, 別紙2-14	1	1.1	(6)			スケジュール	表1-1「事業期間・スケジュール（予定）」では、「5. 沈砂池ポンプ棟建設工事」および「6. 新1系水処理施設建設工事」の設計・建設期間が令和24年度まで、供用開始が令和25年度と記載されています。 一方、別紙2「基本工事ステップ」のステップ－7では、施工期間が令和18年度から令和22年度までと記載されています。両資料における施工期間が相違しているため、正となる施工期間をご教示ください。また、表1-1における「設計建設」と、別紙2における「施工期間」の対象範囲が異なる場合は、それぞれの対象工事および期間の考え方をご教示ください。	表1-1と別紙2では、対象とする工程の範囲が異なるため、記載している期間が異なります。 「5. 沈砂池ポンプ棟建設工事」および「6. 新1系水処理施設建設工事」について、施設の完成および供用開始までを含む全体工程としては、表1-1に示す工程が正となります。設計・建設は令和24年度までを予定しており、令和25年度からの供用開始を予定しています。 一方、別紙2のステップ－7に示す令和18年度から令和22年度までの施工期間は、当該ステップにおいて実施する土木工事の期間を示したものであり、施設の完成までに必要な全工程を示したものではありません。ステップ－8以降も、設備工事・流入幹線の切り替え工事等を令和24年度まで実施する想定です。 上記より、施設の設計・建設に係る全体期間は表1-1を、各ステップの施工時期は別紙2を参照してください。
37	3	1	1.1	-6	—	—	事業期間・スケジュール（予定）	「性能評価検証期間 2年間」とあります。 性能評価検証期間に、総合試運転調整期間は含まれるのでしょうか。ご教示をお願いします。	総合試運転調整期間は供用開始前に実施されると認識しております。 そのため、性能評価検証期間に総合試運転調整期間は含みません。
38	3	1	1.1	-6	—	—	事業期間・スケジュール（予定）	「性能評価検証期間 2年間」とあります。 要求水準書 p 74-77に記載の内容以外の、具体的な実施内容については事業者提案という理解でよろしいでしょうか。必須の項目がある場合、ご教示をお願いします。	本市が示す要件を満足した上で、具体的な実施方法は民間事業者の提案によるものとします。
39	3	1	1.1	-6	—	—	事業期間・スケジュール（予定）	「供用開始」の具体的なタイミングについて、ご教示をお願いします。	ここでいう「供用開始」は、当該施設の整備及び必要な試運転・確認を完了し、本市が使用を開始する時点をいいます。
40	3	1	1.1	-6	—	—	事業期間・スケジュール（予定）	設計・建設期間について「民間事業者の提案により工期短縮を認める」とあります。 短縮可能な上限（最短工期）の設定はありますか。工期短縮は評価項目において加算対象となる理解でよろしいでしょうか。	工期短縮の最短期間は設定していません。 なお、評価項目及び評価基準等については、募集要項等に示します。
41	3	1	1.1	(6)	—	—	事業期間・スケジュール（予定）	「※1. 設計・建設期間について、民間事業者の提案により工期短縮を認める」とありますが、認めていただける短縮期間の単位（月単位や年単位）をご教示ください。また、設計・建設業務の結果、建設期間が提案書より短縮した場合は、罰則はありますでしょうか。	工期短縮の提案単位は限定していません。 提案工程より早く完成した場合の取扱いは、募集要項等に示します。
42	3	1	1.1	(6)		※1	事業期間・スケジュール（予定）	「設計・建設期間について、民間事業者の提案により工期短縮を認める。」とございますが、短縮した場合は提案評価点の加算などの優遇措置があるとの理解でよろしいでしょうか。	評価項目及び評価基準等については、募集要項等に示します。
43	3	1	1.1	-6	表1-1	—	事業期間・スケジュールについて	設計・建設期間15年間について、設計、建設それぞれに期間の指定は無いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	3	1	1.1	-6	表1-1	—	事業期間・スケジュールについて	表1-1事業期間・スケジュールの表中において、管理棟建設工事の保全管理期間は令和15年度から令和44年度までが着色されており、表上部の文章では保全管理期間の開始は「令和25年4月～令和45年3月」と記載されています。保全管理期間は※に記載の通り、管理棟の「供用開始から 20年間」が保全管理期間であるという理解でよろしいでしょうか。（管理棟が令和15年度に供用開始した場合、20年後の令和35年度までが保全管理期間）	保全管理期間は、当該施設の供用開始から事業期間終了までを想定しています。 要求水準書（案）1.1(6)※3及び表1-1のとおり、管理棟は「令和15年4月から令和45年3月まで」が保全管理期間（予定）です。

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
45	3	1	1.1	(6)	※3		事業期間・スケジュール（予定）・表1-1スケジュール表	※2では、工期が短縮された場合でも保全管理期間は20年間とするとある一方、スケジュール表では、管理棟やし尿浄化槽汚泥受入施設の保全管理は施設供用開始時から令和44年度末まで対象となっています。この保全期間も20年間と読み替えてよろしいでしょうか。	No.44の回答をご参照ください。
46	別紙6	—	—	—	—	—	既設設備へのケーブル接続	既設設備とのケーブル接続（つなぎ込み）は事業者の所掌と理解しております。 一方で、接続元・接続先の既設設備の位置によっては、ケーブルサイズが変更となり、既設端子台への接続ができず、端子台の改造・交換等の既設設備改造が必要となる場合があります。 このような既設設備改造については、事業者が提案時に把握することが困難であり、既設設備側の改造工事に該当すると考えられます。 そのため、ケーブルつなぎ込みに伴い既設端子台の改造・交換等が必要となった場合は、本事業の対象外とし、別途工事として実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨は、ケーブルの繋ぎ込みに伴う既設設備側の改造工事の事業範囲を確認するものと捉えました。 既設設備とのケーブル接続（繋ぎ込み）は本事業の範囲です。これに伴い既設端子台の改造・交換等が必要となる場合は、原則として本市が行いますが、設計段階の協議によって決定いたします。
47	別紙7-1636						別紙7-4-1地歴調査報告書 2.配置図等	2.配置図等の図面が、前橋水質浄化センターの施設の建設時のすべての図面と考えてよろしいでしょうか。	別紙7-4-1に掲載した図面が、施設建設時の全ての図面を網羅するものではありません。
48	7	1	1.3	(1)	1)		更新施設表1-3	「これらは本市が提示する基本的な施設構成であり・・・施設構成の変更を認める。」とありますが、性能を満たせば表1-3に示す施設のいずれにおいても変更の対象であるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	7	1	1.3	(1)	1		基本条件	表1－3更新施設の概要に施設毎に工種が明示されていますが、施工者は、この通り、分けないといけないでしょうか。この通り監理技術者を配置する必要がありますでしょうか。	表1-3の工種区分は事業範囲を示すものです。施工体制及び技術者の配置は、関係法令等及び募集要項等に示す要件を満足するよう計画してください。
50	7	1	1.3	(1)	1)		更新施設	表1-3「更新施設の概要」の「し尿・浄化槽汚泥受入施設（土木・建築）」に記載されている「重力濃縮施設分配槽」は、し尿・浄化槽汚泥受入施設の一部に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	本市が提示する要求水準を満たすことを前提として、事業者提案に依ります。
51	7	1	1.3	(1)	1)		更新施設	別途工事の実施時期、機器の製作仕様等の詳細情報についての開示時期、方法についてご提示いただけないでしょうか。	既設3系水処理施設の電気設備の設置については本市が別途工事で行いますが、3系新電気室、管理棟、既設3系最初沈殿池改造等の工事工程により実施時期が決定されると認識しているため、契約後、最適な工事期間を事業者と協議させていただき予定です。なお、実施設計が完了していないため、機器の仕様等はお示しできません。
52	7	1	1.3	-1	1)	—	更新施設	貴市側で実施する別途工事について、実施時期及び機器仕様等の提示はいつ頃を想定しておりますでしょうか。	No.51の回答をご参照ください。
53	7	1	1.3	(1)	1)	—	更新施設	別途工事における移設対象機器、配線工事、移設後の試験調整及び復旧作業等の詳細な施工範囲並びに本事業との責任区分について、現時点では具体的な内容が明示されていません。本事業と別途工事の詳細な区分については、今後、設計図書（設計図、仕様書等）により開示されるとの理解でよろしいでしょうか。 また、開示予定時期についてもご提示いただけないでしょうか。	No.51の回答をご参照ください。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
54	7	1	1.3	(1)	1)		更新施設	「本市側で実施する別途工事において、3系新電気室に既設3系水処理施設の電気設備を設置し、管理棟監視室に既設中央監視設備及び遠方監視設備を設置する予定である。」とありますが、別途工事の実施時期についてご教授願いますでしょうか。また別途工事の詳細情報（機器の製作仕様等）については、いつどのように開示されるかご教授願います。	No.51の回答をご参照ください。
55	7	1	1.3	(1)	1)	表	更新施設の概要	管理棟の建築において、水質測定等試験機器等は移設とするとありますが、移設した機器は保全の対象外でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 また、別紙11に示す「本事業対象」としている水質測定等試験機器等のうち、移設は本市が別途実施することとし、本事業対象外に変更いたします。水質測定等試験機器等の詳細は募集要項等に示します。
56	7	1	1.3	(1)	1)		更新施設	「本市側で実施する別途工事において、3系新電気室に既設3系水処理施設の電気設備を設置し、管理棟監視室に既設中央監視設備及び遠方監視設備を設置する予定である。」とありますが、別途工事で実施する既設中央監視設備及び遠方監視設備の移設開始時期と完了時期をご教示いただけないでしょうか。	No.51の回答をご参照ください。
57	7	1	1.3	(1)	1)		更新施設	貴市側で別途実施される既設3系水処理施設の中央監視設備および遠方監視設備を設置される時期はP3.表1-1のとおりR10年～R15年であると理解してよろしいでしょうか。	No.51の回答をご参照ください。
58	7	1	1.3	(1)	1)		更新施設	「本市側で実施する別途工事」はいつ実施予定で、本事業への影響はどのように考えられるでしょうか。また、本事業と別途工事業者との調整は貴市が実施される理解でよろしいでしょうか。	No.51の回答をご参照ください。
59	7	1	1.3	(1)	1)	—	表1.3更新施設の概要	水質測定等試験機器等は移設するとありますが、移設工事は、本事業対象外と考えて良いでしょうか。また、移設工事期間中の水質試験費は、本事業対象外と考えて良いでしょうか。	No.55の回答をご参照ください。 なお、移設工事期間中の水質試験費は、本事業対象外です。
60	7	1	1.3	(1)	1)	表1-3	更新施設	民間事業者の提案により施設構成の変更を認める、とのことですが、管理棟、沈砂池ポンプ棟と新1系水処理施設を接続する管廊の変更は、貴市が求める要件を満足するシステムであれば変更可能に該当、と理解してよろしいでしょうか。	施工上の制約等により管廊の設置が困難な範囲等を除き、接続管廊の変更は原則として認めません。各施設を接続する管きょ類のうち、維持管理上必要な範囲は、管廊内に収容してください。
61	7	1	1.3	(1)	1)	表1-3	更新施設	民間事業者の提案により施設構成の変更を認める、とのことですが、重力濃縮槽汚泥分配槽を躯体以外に変更することは、貴市が求める要件を満足するシステムであれば変更可能に該当、と理解してよろしいでしょうか。	鉄筋コンクリート造以外が認められるかどうかというご質問と認識しました。 お見込みのとおりです。
62	7	1	1.3	(1)	1)	表1-3	管理棟	「水質測定等試験機器等は移設」とのことですが、具体的に移設する機器をご提示いただけないでしょうか。	No.55の回答をご参照ください。
63	7	1	1.3	(1)	1)	表1-3	し尿浄化槽汚泥受入施設	別紙10 基本設計図において、重力濃縮槽汚泥分配槽（躯体）の図面がありません。基本設計において重力濃縮槽汚泥分配槽（躯体）がございましたら、ご提示いただけないでしょうか。	基本設計において、重力濃縮槽汚泥分配槽（躯体）の図面はありません。
64	7	1	1.3	(1)	1)	表1-3	更新施設の概要	管理棟「建築」において水質試験室設備（ただし、水質測定等試験機器等は移設とする）とございますが、移設する機器類の詳細や取り扱いの程度をご教示ください（精密機器なのかどうか、サイズや重量など）	No.55の回答をご参照ください。
65	7	1	1.3	(1)	1)	表1-3	更新施設	「民間事業者の提案により施設構成の変更を認める」とありますが管理棟、沈砂池ポンプ棟、新1系水処理施設を接続する管廊の変更については貴市が求める要件を満足するものであれば変更可能と理解してよろしいでしょうか。	No.60の回答をご参照ください。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
66	7	1	1.3	-1	1)	表1-3	更新施設	施設構成の変更を提案する場合、例として、管理棟・沈砂池ポンプ棟と新1系水処理施設を接続する「管廊」の変更についても、貴市の求める要求水準を満たすシステムであれば、変更可能であるという認識でよろしいでしょうか。	No.60の回答をご参照ください。
67	7	1	1.3	(1)	1)	表1-3	更新施設	「本市が求める要件を満足するシステムであれば、民間事業者の提案により施設構成の変更を認める。」とありますが、管理棟と新1系水処理、沈砂池ポンプ棟と新1系水処理、新1系プロア棟と新1系水処理のそれぞれの接続管廊は、貴市が求める要件を満足するシステムであれば、管廊の変更は可能との理解でよろしいでしょうか。	No.60の回答をご参照ください。
68	7	1	1.3	(1)	1)	表1-3	更新施設	施設配置によっては管廊を設けることが不経済となる場合も想定されます。「民間事業者の提案により施設構成の変更を認める」と記載があるため、管廊についても変更対象に該当するとの認識で良いでしょうか。	No.60の回答をご参照ください。
69	8	1	1.3	(1)	2)		撤去施設	PC杭基礎も本事業で全て撤去する必要があるのでしょうか。	杭基礎は原則として撤去対象です。 なお、地下工作物の存置は、やむを得ない事情により土地所有者及び前橋市廃棄物対策課が各種関係法令等に基づき認めた場合にのみ可能です。
70	8	1	1.3	(1)	2)		撤去施設	撤去施設のアスベスト調査は含まれますでしょうか。実施済みでしょうか。	撤去工事に必要となるアスベスト調査は本事業に含みます。 既存の調査結果は別紙7に示すとおりです。
71	8	1	1.3	(1)	2)	表1-4	撤去施設の概要	※印の補足説明が有りますが、想定も入っている事などから、撤去杭の仕様（本数、杭長、杭径）に相違が有った場合、貴市事由による契約変更対象、との理解でよろしいでしょうか。	予見可能性がないものについて、詳細は協議に応じます。
72	8	1	1.3	-2	—	—	保全管理	表1-5更新施設の業務範囲において、管理棟の保全管理が▲となっています。この場合の保全管理対象は既設も含まれるのでしょうか。	既設は含まれません。
73	8	1	1.3	-2	—	—	建築機械・電気設備の保全	建築機械・電気設備の保全管理は、貴市で対応する認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
74	8	1	1.3	(2)	—	—	表1-5 更新施設の業務範囲	管理棟の▲※1一部対象事業とは、貴市で実施する既設監視制御設備の移設スペースの確保と同設備の電源を確保することとして、一部対象事業と示されているのでしょうか。	別途本市で実施する既設中央監視設備及び遠方監視設備のためのスペースの確保及び同設備の電源確保に加え、本事業において新設される施設・設備のための電気設備が対象です。
75	8	1	1.3	(2)			表1-5 更新施設の業務範囲	管理棟の▲※1の一部対象事業としているのは、本事業とは別に実施する既設中央監視設備及び遠方監視設備の移設後、一定の期間まで該当既設を流用するための電力供給、また更新時のスペースを確保することを指して、本事業の一部対象と示されているのでしょうか。	No.74の回答をご参照ください。
76	8	1	1.3	(2)	—	表1-5	更新施設の業務範囲	新1系水処理施設の性能評価検証において、土木、建築に「●」が付いております。土木、建築の性能評価検証はどのような内容なのか、ご提示いただけないでしょうか。	要求水準書（案）3.に示すとおりです。 詳細な実施内容は、ご提案される施設仕様によって変わりうることを想定しており、土木、建築も対象としております。
77	8	1	1.3	(2)		表1-5	更新施設の業務範囲	新1系水処理施設の性能評価検証において建築に●が付いておりますが建築の性能評価検証はどのような内容かご提示いただけないでしょうか。	No.76の回答をご参照ください。
78	8	1	1.3	-2	—	表1-5	更新施設の業務範囲	新1系水処理施設の性能評価検証において、土木、建築の全てが本事業対象となっています。土木や建築の性能評価検証には、具体的にどのような内容が含まれるのか、ご提示いただけないでしょうか。	No.76の回答をご参照ください。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
79	9	1	1.3	(3)	—	—	基本工事ス テップ	既施設から新施設への切替に関する運転制約条件（停止可能時刻、停止可能時期等）は、今後具体的に提示される、との理解でよろしいでしょうか。	詳細については、募集要項等に示します。
80	9	1	1.3	-3	—	—	基本工事ス テップ	既施設から新施設への施設切替に関する運転制約条件は、貴市より具体的に提示される認識でよろしいでしょうか。	No.79の回答をご参照ください。
81	9	1	1.3	(3)	—	—	基本工事ス テップ	本事業で建設する施設については、既存施設との配管・流入幹線の切替および配線切替が発生すると考えますが、これらの切替作業を実施するために必要となる既存施設の停止可能な時間帯や時期等の条件について、ご提示いただけないでしょうか。	No.79の回答をご参照ください。
82	9	1	1.3	(3)	—	—	基本工事ス テップ	各種切替工事に当たっての既設運転条件の具体（停止可能時間帯や水量条件等）は、今後具体的に提示される、との理解でよろしいでしょうか。	No.79の回答をご参照ください。
83	9	1	1.3	(3)			基本工事ス テップ	既施設から新施設への切替に関する運転の制約条件がある場合には、今後具体的に提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No.79の回答をご参照ください。
84	別紙10- 2	—	—	—	—	—	し尿受入施 設の建設位 置	し尿受入施設は基本設計から配置計画を変更し、別紙2-2に記載の位置へ配置計画を変更されたと理解していますが、し尿受入施設の配置計画を変更された理由をご教示ください。	No.8の回答をご参照ください。
85	10	1	1.3	(4)			基本フロー	「本市が求める要件を満足するシステムであれば、民間事業者の提案により処理フローの変更を認める」とありますが、水処理方式、し尿浄化槽汚泥の投入先等を変更した場合、有効性があれば、認められますか。	お見込みのとおりです。
86	別紙10- 23	2.2	—	—	—	—	—	焼却灰保管庫(指定廃棄物)とありますが、工事範囲には含まれないと考えてよろしいでしょうか。又、含まれる場合は図面及び何期工事に含まれるかご提示下さい。	焼却灰保管庫は本事業範囲外です。
87	別紙 10-23 10-51	2.2	—	—	—	—	—	1系次亜塩素室の位置が、場内整備平面計画図に見当たりません。位置をご指示下さい。	塩素混和池上部を想定しております。 別紙10-9をご参照ください。
88	別紙 10-23 10-43	2.2	—	—	—	—	—	C-23図に1系送風施設とA-19図の1系ﾌﾛｰ棟は同一建物と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
89	別紙 10-23 10-31	2.2	—	—	—	—	—	し尿受入施設の範囲が、C-23図とA-7図で違いがあります。A-7図を正と考えてよろしいでしょうか。	し尿浄化槽汚泥受入施設の範囲について、配置計画は別紙2、詳細な図面はA-7を正とします。
90	11	1	1.3	(4)	図1-4		新1系塩素 混和池と既 設1・2系 塩素混和池 との取り合	ﾌﾛｰ上、新1系塩素混和池を通過することなく、既設1・2系塩素混和池に流入することとなっておりますが、新1系を経由し、既設1・2系へ通過するﾌﾛｰでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、公表可能な情報を、近日中に公表いたします。
91	11	1	1.3	(4)	図1-4		既設東側分 配槽（前 段）と雨天 時貯留沈殿 池との取り 合い	P.41：東幹線分配槽にて「雨天時は、合流系汚水の内、水処理施設の晴天時処理能力を超過した分を既設東側分配槽へ導入し、雨天時貯留沈殿池において貯留及び簡易処理を行う」とありますが、P.11のﾌﾛｰでは既設東側分配槽から雨天時貯留沈殿池へのラインがありません。P.41の文章の通り、既設東側分配槽から雨天時貯留沈殿池へ流れるﾌﾛｰとなりますでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、公表可能な情報を、近日中に公表いたします。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
92	別紙12						実績沈砂し 渣量	掲載している実績データは場内で発生している沈砂、し渣量でしょうか。外部からの受入れ量でしょうか。 場内で発生している沈砂、し渣量の場合、外部からの受入量がデータに含まれているでしょうか。	別紙12は、場内発生分および外部施設からの受入分を含めた実績データです。 「3系」：3系沈砂池で発生した未洗浄の沈砂・し渣量を示します。 「水処理施設」：2系沈砂池で発生した沈砂・し渣に加え、3系沈砂池、外部施設（中継ポンプ場等）の沈砂・し渣、し尿、浄化槽汚泥処理施設の沈砂を2系受入槽で受け入れ、洗浄・分離後に発生した沈砂・し渣の総量を示します。
93	12	1	1.3	(5)	(イ)		水処理方式	「下水道法に基づく事業計画の運用通知について」に基づく処理方式と記載がありますが、国土交通省が実施しているB-DASHやAB-Crossで同等の処理性能が認められた処理法（技術）は採用可能でしょうか。	「下水道法に基づく事業計画の運用通知について（国水下事第28号）」に準じます。
94	12	1	1.3	(5)	(イ)		水処理方式	第1章1.3節（1）項1）目に記載されている貴市が求める要件を満足すれば施設構成の変更を認め、本項では、具体的な水処理方式は、民間事業者の提案とありますが、一方、要求水準書の各所に「ライフサイクルコストの低減が図れるよう」と記載があります。貴市が最も重視し求める提案として、要求水準を満足していることを条件にLCCの低減が図れる水処理方式の提案を期待することにあるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
95	12	1	1.3	(6)	1)	①	し尿浄化槽 汚泥受入量 及び搬入頻 度 表1-6	日平均とありますが、月～金の平均という理解でよろしいでしょうか。	土日、祝日を含む365日の平均値です。
96	12	1	1.3	(6)	1)	①	し尿浄化槽 汚泥受入量 及び搬入頻 度 表1-7	移動・投入時間の設定値は0.5時間/台とされておりますが、目安の値であり要求水準ではないとの理解でよろしいでしょうか。	実績に基づき平均して必要な時間となり、目安の値です。
97	12	1	1.3	(6)	1)	①	表1-7 し 尿及び浄化 槽汚泥等の 搬入頻度	搬入車両台数の日最大が30台/日で、移動・投入時間が0.5時間/台のため、受け入れ箇所が1箇所の場合は単純に15時間必要になります。受け入れ可能時間帯をご教授ください。	受け入れ可能時間帯は、9:00～16:30です。（合計7時間30分）。
98	12	1	1.3	-6	1)	①	し尿浄化槽 汚泥受入施 設	平成25年度から令和4年度にかけて日平均受入量が減少している状況を鑑み、表1-6に示す受入量以上の施設能力を確保することは過剰設計に該当すると考えられるため、妥当な受入量についてご提示いただけないでしょうか。	表1-6に示す受入量をもとに、別紙4に示す実績の変動を考慮して計画してください。過去の実績最大の搬入量を受入可能とする施設を求めるものではありません。
99	12	1	1.3	(6)	1)	①	し尿浄化槽 汚泥受入施 設	別紙4に示す実績量の搬入があった場合でも受入が可能な能力を保有することとありますが、平成25年度の日平均受入量21.1KLに対して、令和4年度は14.1KLと約67%になっています。別紙4でも「年々減少傾向である」と記載されていることから、21.1KLの受入れ可能設備は過剰投資になると思慮します。適切な量をお示しいただけないでしょうか。	No.98の回答をご参照ください。
100	別紙13						実績流入水 量	合流の流入水量は東側および北側幹線の合計から雨天時貯留沈殿池への水量を差し引いた水量という理解でよろしいでしょうか。	No.2の回答をご参照ください。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
101	13	1	1.3	(6)	1)	①	し尿浄化槽汚泥受入量及び搬入頻度	し尿浄化槽汚泥の投入先を重力濃縮槽から別の位置に変更する場合、重力濃縮槽前段に計画されている分配槽を設置しない選択は可能でしょうか？	1.3(1)1)のとおり、本市が求める要件を満足するシステムであれば、施設構成の変更は認めます。
102	13	1	1.3	(6)	1)	②	表1-8 既設2系水処理施設及び既設3系水処理施設の発生汚泥量	汚泥濃度の日最大が0.88%、日平均が0.89%となっていますが、数値に誤りはないのでしょうか。	要求水準書（案）表1-8で示した汚泥濃度は、物質収支計算結果由来で、誤記ではありません。
103	15	1	1.3	(5)	3)		新1系水処理施設	排除方式は合流となっているが、分流系は対象外と考えております。この様な理解で良いでしょうか。 また、表1-14のBOD：40mg/Lは、新1系処理水（塩素消毒後）との認識で良いでしょうか。	排除方式及び水質について、お見込みのとおりです。
104	15	1	1.3	(6)	3)	①	流入水量及び流入水質、処理水質 表1-11	本水量は返流水を含まない水量と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
105	15	1	1.3	(6)	3)	①	流入水量及び流入水質、処理水質 表1-12	本水質は返流水を含まない水質と考えてよろしいでしょうか。 その場合、返流水の水質をご教示下さい。（新1系供用開始時と将来の2通り）	お見込みのとおりです。 返流水の水質については、公表可能な情報を、近日中に公表いたします。
106	15	1	1.3	(6)	3)	①	流入水量及び流入水質、処理水質 表1-12	最低水温をご教示いただけないでしょうか。	最低水温は、既存の実績データを確認の上、公表可能な情報を、近日中に公表いたします。
107	15	1	1.3	(6)	3)	①	流入水量及び流入水質、処理水質 表1-13	BOD（年平均）6mg/L以下は目標値扱いであり、性能評価項目に含まないとの認識でよろしいでしょうか。	BOD年平均6mg/L以下は目標値です。 これを目標とした処理が可能な施設かどうかを確認するため、性能評価項目には含まれます。
108	15	1	1.3	(6)	3)	①	新1系水処理施設の処理水質サンプリングポイント	表1-13に示す処理水質のサンプリングポイントは、新1系塩素混和池流出でよろしいでしょうか。	表1-13の処理水質の確認位置は、新1系水処理施設の処理水を評価できる位置とします。具体的な採水位置は設計時に本市と協議してください。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
109	15	1	1.3	(6)	3)	①	雨天時の処理水質サンプリングポイント	表1-14に示す雨天時処理水質のサンプリングポイントは、新1系塩素混和池流出でよろしいでしょうか。	表1-14の雨天時処理水質の確認位置は、新1系水処理施設からの放流水を評価できる位置とします。具体的な採水位置は設計時に本市と協議してください。
110	15	1	1.3	(6)	3)	①	分流系の水質	新1系水処理施設は合流水が対象であり、分流水については水質性能保証の所掌外という理解でよろしいでしょうか。	新1系水処理施設の水質性能保証は、要求水準書（案）に示す合流系の処理を対象とします。
111	15	1	1.3	(6)	3)	①	新1系水処理施設の処理水質（雨天時）	表1-14にて、新1系水処理施設の処理水質（雨天時）がBOD40mg/Lとありますが、この数値の算出条件（日間平均なのか等）をご教示いただけますでしょうか。	本市では合流式下水道緊急改善事業を実施しており、下水道法施行令第6条第2項に基づき、雨天時放流水質基準値としてBOD40mg/L以下を設定しています。
112	15	1	1.3	(6)	3)	①	新1系水処理施設の処理水質（雨天時）	雨天時のBODが40mg/Lと設定されていますが、水質検査はどのようなタイミングで行うのかご提示いただけないでしょうか。	雨天時放流水の水質検査については、国土交通省が公表している「合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査マニュアル(H16.4)」に基づき、本市が実施しています。なお、処理区内の総降雨量が10mm以上30mm以下の降雨で少なくとも1回/年のサンプリングを実施しています。
113	15	1	1.3	(6)	3)	①	流入水量及び流入水質、処理水質	BOD年間平均値6mg/lの処理方式としては、高度処理施設レベルを設計することと同義であると考えます。前橋市様としては、既存の処理システムと同様のものでは、6mg/lは満足すると考えておりますか。	これまで、本処理場でBOD年間平均値6mg/Lを超過した実績はないため、既存の処理システム及び運転管理方法で満足するものと考えております。
114	15	1	1.3	(6)	3)	①	流入水量及び流入水質、処理水質	表1-14新1系水処理施設の処理水質（雨天時）でBOD40mg/lとなっておりますが、初沈からの越流水や雨天時沈殿池からの放流水質を指しておりますか。	No.103の回答をご参照ください。
115	15	1	13	(6)	3)	①	既設流入水質の実績データ	別紙13にて実績流入水量を頂いておりますが、実績流入水質や各水処理設備の処理水質においてもご教示いただけますでしょうか。	既存の実績データを確認の上、公表可能な情報を、近日中に公表いたします。
116	15	1	13	(6)	3)	①	新1系水処理施設の処理水質	SSについての設定値をご提示いただけないでしょうか。	計画放流水質として、SS設定値はございませんが、公表可能な情報として、物質収支計算書を近日中に公表いたします。
117	15	1	13	(6)	3)	①	新1系水処理施設の処理水質	計画処理水質のBOD目標値は年平均6mg/Lとなっておりますが、「目標値」の位置づけをご提示いただけないでしょうか。	No.107の回答をご参照ください。
118	16	1	1.3	-7	1)	①	設計業務	「設計業務に関する説明会への協力」とあります。具体的な回数と規模（説明資料の部数等）について、ご教示をお願いします。	工事着工前の住民説明会の内容については、契約後、関係自治会との協議により決定いたしますが、1日での対応を想定しています。資料につきましては、回覧チラシ（A4版1枚、200部程度）及び当日資料（A3版1枚、部数未定）の作成をお願いする予定です。
119	16	1	1.3	(7)	1)	①	設計業務	「（ウ）各種申請に関する業務（国の交付金等の申請手続き支援を含む）」とありますが、「国の交付金等の申請手続き支援」の具体的な業務内容をご提示ください。	国の交付金については、毎年申請を行いますので、年度毎の工事費用及び工事内容が確認できる資料のご提供をお願いする予定です。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
120	16	1	1.3	(7)	1)	①	設計業務	(イ) その他関連業務の必要な許認可等の取得及び届出の提出につきまして、想定している作業内容をご教示願います。	現時点で想定している主な許認可・届出等については下記を想定しております。 【下水道事業関係(資料提供のみを想定)】 (1)下水道法で定められた「事業計画」の変更 (2)都市計画法で定められた「都市計画事業認可」の変更 (3)下水道ストックマネジメント計画等の各種個別計画の変更(必要に応じて) (4)水質汚濁防止法に基づく届出 【建築関係】 (1)計画通知(省エネ適合性判定、構造計算適合性判定を含む) (2)計画通知に関連する各種法令に基づく手続(開発許可、景観法に基づく届出等) (3)土壌汚染対策法に基づく届出等 なお、必要となる許認可・届出等については、提案内容や関係機関との協議結果により異なるため、事業者の責任において事前に確認してください。
121	16	1	1.3	(7)	1)	①	設計業務	(ウ) 各種申請に関する業務の国の交付金等の申請手続き支援につきまして、想定している作業内容をご教示願います。	No.119の回答をご参照ください。
122	16	1	1.3	(7)	1)	②	民間事業者の業務範囲	建設業務(カ)「撤去工事」において、全ての撤去施設におけるアスベストやダイオキシン等の存在を示す資料はございますでしょうか。	アスベスト調査実施済みの箇所は、要求水準書(案)別紙7 アスベスト調査資料のとおりであり、調査対象外の箇所はアスベスト調査未実施です。 なお、解体範囲にダイオキシン類対策特別措置法に該当する施設(廃棄物焼却施設等)を含まないため、必要ないとの認識です。
123	16	1	1.3	(7)	1)	②	民間事業者の業務範囲	建設業務(カ)「撤去工事」において、アスベストやダイオキシン等の存在を示す資料がない場合、調査業務のみ費用を見込み、現地調査後に発見された分については「追加工事」として別途費用をいただける理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
124	16	1	1.3	(7)	1)	②	民間事業者の業務範囲	建設業務(ク)「工事状況の本市への報告」とございますが、貴市が参加する現場総合定例の資料及び議事録を工事監理者経由で提出する形を想定しておりますが、よろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
125	16	1	1.3	-7	1)	②	建設業務	「工事説明会及び工事見学会への協力」とあります。 具体的な回数と規模（説明資料の部数等）について、ご教示をお願いします。	工事着工前の住民説明会についてはNo.118の回答をご参照ください。また、施工期間中は年度初めに工事進捗状況及び工事予定を周知しますので、回覧チラシ(A4版1枚程度、データ提供のみ印刷不要)の作成をお願いします。なお、施工期間中の説明会が地元自治会等からの要望で必要となった場合は事業者と協議させていただきます。
126	16	1	1.3	-7	1)	②(オ)	各種申請に関する業務	行政書士法の改正により、各種申請業務に関して、対応できる作業に制限がございますが、問題ないでしょうか。	行政書士法を遵守ください。
127	16	1	1.3	(7)	1)	②	建設業務	「(ウ) 各種申請に関する業務（国の交付金等の申請手続き支援を含む）」とありますが、「国の交付金等の申請手続き支援」の具体的な業務内容をご提示ください。	No.119の回答をご参照ください。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
128	16	1	1.3	(7)	2)	(ス)	工事説明会及び工事見学会への協力	現時点で貴市が考える工事説明会の開催時期、開催場所、開催頻度、説明会の規模についてご提示いただけないでしょうか。	No.125の回答をご参照ください。
129	16	1	1.3	-7	2)	①	保全管理業務	「保全管理業務対象施設の見学者対応に関する協力」とあります。保全管理業務期間の見学者対応の協力とは具体的にどのようなものでしょうか。ご教示をお願いします。	現在、市内小学4年生の社会科見学を受け入れており、5月～6月の間で10～15校/年、延べ約600人/年(最大120人程度/回)にご来場いただいております。施設案内は本市が別途発注する委託業務で行いますが、施設内容等を事前に確認する際のご対応を想定しております。また他自治体等の視察対応についてはご対応可能かその都度事業者と協議させていただきます。
130	16	1	1.3	(7)	2)	①	保全管理業務	(ウ) 表 1-5 に示す保全管理業務対象施設の見学者対応に関する協力と記載がありますが、年間あたり何回程度の想定でしょうか？	No.129の回答をご参照ください。
131	16	1	1.3	(7)	2)	①	保全管理業務	「(エ) 各種申請に関する業務(国の交付金等の申請手続き支援を含む)」とありますが、「国の交付金等の申請手続き支援」の具体的な業務内容をご提示ください。	No.119の回答をご参照ください。
132	17	1	1.3	(7)	2)	(ウ)	見学者対応	保全管理期間における見学対応について、想定される「頻度」や「スケジュール(事前通告の期限等)」をご教示ください。「4.1(3) 保全管理体制」の通り、本期間中は常駐義務が課されていないため、見学対応時は都度、営業所からスタッフを現地に派遣する体制を想定しております。適切なコスト(移動費・人件費等)の積算および人員配置計画を立案するため、以下の想定条件についてご教示いただけないでしょうか。 ・想定される年間の見学件数(頻度) ・見学対応にかかる1回あたりの標準時間 ・見学実施日の何日前までに事業者へ連絡(依頼)があるか	No.129の回答をご参照ください。
133	17	1	1.3	(7)	2)	①	(カ) 契約終了時の施設機能確認業務	契約終了時とは、保全管理業務委託契約の終了時の施設性能を確認する業務としての理解でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
134	17	1	1.3	(8)	—	—	貴市の業務範囲	貴市の業務範囲として記載されている業務が遅延した場合、工程・費用への影響は契約変更対象となる、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
135	別紙17-7	4					劣化部除去、断面修復	「劣化部除去、断面修復について、実際の対象箇所・除去厚・施工厚については、事前に調査を行ったうえで、発注者と協議を行い決定すること」とありますが、事前調査は今回の工事費に含めるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
136	別紙17-7	4					劣化部除去、断面修復	「劣化部除去、断面修復について、実際の対象箇所・除去厚・施工厚については、事前に調査を行ったうえで、発注者と協議を行い決定すること」とありますが、調査数量はどの程度、想定されているのでしょうか。	別紙17-7内図4-2のうち、青塗りで示す「防食工事可能範囲」が調査範囲となると想定しております。
137	別紙17-7	4					劣化部除去、断面修復	「劣化部除去、断面修復について、実際の対象箇所・除去厚・施工厚については、事前に調査を行ったうえで、発注者と協議を行い決定すること」とありますが、協議の上、想定工事数量に比べ増減が生じた場合は、設計変更対象となるのでしょうか。	お見込みのとおりです。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
138	18	1	1.3	(10)	—	—	基準及び仕様書等	「基準及び仕様等は、最新のものを使用」とのことですが、本事業は設計から保全管理業務終了まで長期間にわたります。契約締結後の設計、工事期間中並びに保全管理業務期間中に、適用すべき基準・仕様等が改定され、その改定内容が設計・建設費、保全管理委託費や設計建設工程に大きな影響を及ぼす場合には、当該改定に伴う追加費用及び工期については契約変更の対象、との理解でよろしいでしょうか。	基準や仕様が、法令変更により改定された場合には、実施方針のリスク分担によることを想定しています。 ただし、法令変更等に基づかず、基準や仕様が変更されたときは、要求水準書（案）に定めるとおり、改定に大幅な変更が生じた場合に協議とします。
139	18	1	1.3	(10)			基準及び仕様等	基準及び仕様を示していただいておりますが、事業者の創意工夫による事業費や維持管理までを考慮した仕様の最適化のため、それ以外の仕様の採用についても事業者の裁量によるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に示す基準及び仕様と同等以上の性能を確保できる場合は、本市との協議により他の仕様を採用することが可能です。
140	18	1	1.3	(10)			基準及び仕様等	事業実施に当たり各基準や仕様等に準拠することと記載がありますが、事業提案の中で創意工夫が損なわれる可能性があるため、必須ではなく貴市と協議の上決定としていただけないでしょうか。	要求水準書（案）に示す基準及び仕様を原則とします。同等以上の性能を確保できる代替仕様については、本市と協議してください。
141	別紙19	—	—	—	—	—	突発的に生じた修繕等対応フロー	保全管理事業者が実施する事故原因調査や修繕工事費において、その原因が不可抗力、第三者の行為、運転管理者の操作間違いなど、保全管理事業者の責によらない場合、原因調査費および修繕工事費は事業者の負担対象ではなく、貴市負担または原因者等への求償対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	本市の責めに帰すべき事由、不可抗力は市負担となります。一方、第三者の行為、運転管理を行う者の責めに帰すべき事由によるものの場合は原因者等への求償を行っても差し支えありません。
142	別紙19	—	—	—	—	—	突発的に生じた修繕等対応フロー	軽微な修繕が発生した際、貴市にて手配された別業務受託者が修繕対応を行うものとの認識です。その修繕内容は事業者の情報共有いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
143	別紙19							保全管理事業者が行う事故原因調査や修繕工事について、その内容を踏まえて貴市から原因者等へ求償する旨が示されております。故障や事故の原因が、他事業者による運転管理（操作ミス等）や、第三者の行為、または不可抗力など、保全管理実施者側で予見・コントロールできない事由によるものである場合、その原因調査に要した費用および修繕工事費については、すべて貴市がご負担（または求償先から直接回収）いただけるという理解でよろしいでしょうか。管理外のリスクに対する費用負担の有無を明確にし、本事業における適切な事業費を積算するための質問となります。	No.141の回答をご参照ください。
144	20	1	1.3	-10	3)	—	機械電気設備工事関係	「国土交通大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」が記載されていません。JIS,JEC,JEMへの準拠を優先しますがよろしいでしょうか。	本事業における設計建設等については、本市が示す要件を満足するものとしてください。
145	20	1	1.3	(11)			モニタリング	本項では貴市が実施するモニタリングにより事業内容の確実な遂行を確認するとなっております。このモニタリング以外に、同様の確認行為を事業者に課すことはない、との理解でよろしいでしょうか。例えばこれとは別に、事業者が独自にセルフモニタリングを行うことを求められることはない、という理解でよろしいでしょうか。	本市が実施するモニタリングとは別に、セルフモニタリング等の確認行為を特記して求めることは現状予定しておりません。ただし、事業内容の確実な遂行のため、事業者においては、これを遂行できる体制構築等の対応をお願いします。
146	20	1	1.3	-11	1)	—	モニタリングの実施について	「民間事業者は、本市が要求する項目について報告を行い、…」とありますが、報告の頻度や報告内容については、事業者提案という理解でよろしいでしょうか。もし、報告の頻度や報告内容について、次頁 2) モニタリングの時期・内容に記載されている内容よりも詳細に貴市が想定しているものがある場合は、その内容についてご教示をお願いします。	詳細は募集要項等に示します。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
147	22	1	1.4	(2)			責任分界点 中央監視制御設備	「前橋水質浄化センター内の全ての施設は、将来的に、本事業にて設置する中央監視制御設備より監視・制御が可能な構成とすること」とありますが、「監視・制御が可能」と判断するにはどのような点を確認されるご想定でしょうか。P65 3) に示される要求水準で充足するものと考えておりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨は、「将来的に監視・制御が可能な構成」と判断する確認方法を確認するものと捉えました。 要求水準書（案）2.2(7)3)に示す監視制御設備に関する要求水準を満足することを求めるものです。具体的な確認方法は、設計時に本市と協議してください。
148	22	1	1.4	(2)			中央監視制御設備	「ただし、新1系水処理施設供用開始時点における監視・制御対象は、既設3系最初沈殿池の改造設備以外の更新施設のみとする。」とありますが別紙10の144頁の本事業範囲に示されているマンホールポンプ75箇所の遠方監視設備は浄化センター外の施設のため、本事業における監視・制御の対象外との理解でよろしいでしょうか。	マンホールポンプ75箇所の遠方監視設備は本浄化センター外の施設のため、本事業における監視・制御の対象外です。
149	22	1	1.4	(3)	—	—	流入污水（東幹線）	「配管の切替後、不要となる配管」とは、別紙6-17想定止水位置（※）以降の既設東側分配槽（後段）へ（合流污水管φ1500）、と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
150	22	1	1.4	(3) 等			流入污水（東幹線）等	「配管の切替後、不要となる配管は、民間事業者の責任及び費用において原則撤去すること。ただし、他の地下埋設物が支障となる場合等、予見できない現場状況によっては、充填材の注入等により、安全性を確保した上で廃止することも認める。その場合は、経済性を考慮の上で提案を行い、市と協議の上実施すること。」とありますが、増額、減額の設計変更を認めていただけるのでしょうか。	予見可能性がないものについて、詳細は協議に応じます。
151	22	1	1.4	(3) (4)			責任分界点 流入污水（東、北幹線）	責任分界点は幹線に設置する割込み人孔より下流部との理解で良いでしょうか。	本事業において幹線に設置する割り込み人孔（東幹線分配槽、北幹線分配槽）を含み、それより下流部となります。
152	22	1	1.4	(4)	—	—	流入污水（北幹線）	「配管の切替後、不要となる配管」とは、別紙6-17想定止水位置（※）以降の既設1・2系沈砂池室へ（污水管φ1000）と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
153	23	1	1.4	(5)			既設3系水処理施設流入水	既設3系水処理施設管廊内の・・・接続すること」とありますが、別ルートで管廊外で接続することは認められるでしょうか。	要求水準書（案）1.4に記載のとおり、取合い位置の変更が必要な場合は、別途本市と協議の上、決定とします。
154	23	1	1.4	(5)			既設3系水処理施設流入水	接続位置を別紙6に示していただいておりますが、提案の中で接続位置の変更は可能でしょうか。	要求水準書（案）1.4に記載のとおり、取合い位置の変更が必要な場合は、別途本市と協議の上、決定とします。
155	23	1	1.4	-5	—	—	既設3系水処理施設流入水	既設3系の合流系および分流系導水管の管径について、計画水量に対する整合性に懸念がございます。既設管への接続に関して、貴市の検討結果をご提示いただけないでしょうか。	要求水準書（案）に示す管径は基本設計の内容に基づきます。本事業においては、事業者において適切な管径を検討してください。
156	23	1	1.4	(5)			既設3系水処理施設流入水	新沈砂池ポンプ棟から既設3系水処理への流入管の接続について、既設管廊内の2本の配管に接続するようになっておりますが、現場を確認しましたところ、難工事となることが予想されます。施工の実現可能性を踏まえ、接続方法の変更提案は可能でしょうか？	No.154の回答をご参照ください。
157	23	1	1.4	(6)	—	—	放流水	別紙6-5 1・2系塩素混和池既設図において、放流水を接続するためには既設1・2系塩素混和池の改造が必要となりますが、改造箇所及び改造施設に関する耐震性能確保は本事業の対象外、との理解で良いでしょうか。	新設配管及び既存施設との接合部に必要な性能の確保は本事業に含まれます。 既存施設の耐震性能確保は本事業の対象外です。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
158	23	1	1.4	(6)	—	—	放流水	「埋設管は維持管理を考慮した適切な埋設深さに設置するとともに、その他の管渠との適切な離隔を確保」とのことですが、この「適切」とは、基準及び仕様等に従う、との理解でよろしいでしょうか。	関係法令等、要求水準書（案）に示す基準及び仕様等に基づき、維持管理性を考慮して設定してください。
159	23	1	1.4	(6)			責任分界点放流水	既設1・2系塩素混和池の改造が必要となりますが、改造施設の耐震性能確保は本事業の対象外との理解で良いでしょうか。	No.157の回答をご参照ください。
160	23	1	1.4	(6)			新1系水処理施設処理水塩素注入ポイント	新1系水処理施設放流水は、既設1・2系塩素混和池へ接続することが記載されておりますが、薬品を注入するのは新1系塩素混和池でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
161	23	1	1.4	(6)			新1系塩素混和池接続ポイント	新1系水処理施設の放流水は既設1・2系塩素混和池の塩素注入点より前段へ流入させるとの記載がありますが、接続点は既設1・2系塩素混和池設備や周辺環境を考慮し民間事業者にて決定してもよろしいでしょうか。	要求水準を満足し、既設設備及び周辺環境に支障を及ぼさないことを条件として、接続位置を提案することが可能です。
162	23	1	1.4	(8)			新井戸の供用期間	新井戸は新1系供用開始以後は利用しないと考えてよろしいでしょうか。（別紙2-12にも記載有）	お見込みのとおりです。
163	23	1	1.4	(9)			污水排水	「なお、既存施設からの污水排水の受け入れ・・・改造を行うこと。」とありますが、該当する既設排水ポンプの仕様と位置、圧損計算書を開示いただけないでしょうか。	既存施設からの污水排水のうち、汚泥脱水棟、重力濃縮槽、汚泥炭化施設からの污水排水は、自然流下にて2系へ投入しているため、ポンプは使用していません。 また、雨天時貯留沈殿池、中継ポンプ槽については、仕様・位置を、近日中に公表いたします。なお、圧損計算書は所有していません。
164	23	1	1.4	-9	—	—	污水排水ポンプについて	要求水準として、既存施設からの污水排水受け入れに際し、「マンホールポンプの設置や既設排水ポンプの増強が必要となる場合は、本事業において改造を行うこと」と記載されています。 この記載は機械設備の更新を念頭に置いていると推察いたしますが、マンホールポンプの設置や既設排水ポンプの増強を実施する場合、ポンプ本体の更新・増設に加え、電源ケーブルの引き直し、既設動力盤の改造、保護装置の容量変更等、既設電気設備の改造が必要となる可能性があります。 このような既設電気設備の改造については、既設設備側の改造工事に該当することから、本事業の対象外とし、貴市が実施する別途工事の範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.46の回答をご参照ください。
165	23	1	1.4	-9	—	—	污水排水	既存施設からの污水排水と場内返流水は同じ排水を示している認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
166	23	1	1.4	(9)			責任分界点污水排水	污水排水が最終的に沈砂池ポンプ棟の着水井に流入すれば、污水排水の接続点は沈砂池ポンプ棟以外でも問題ないとの理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
167	23	1	1.4	(9)			責任分界点污水排水	表1-15の水量は瞬時最大流量との理解で良いでしょうか？（特に汚泥脱水棟、重力濃縮槽） 污水排水管径の設計のためには、瞬時最大流量を提示して頂く必要があります。	表1-15に示す水量の設定条件（瞬時最大流量の別）は、汚泥脱水棟、重力濃縮槽、機械濃縮設備、汚泥炭化設備については基本設計及び建設段階での設計値であり、瞬時最大流量ではありません。 瞬時最大流量については開示可能な情報を精査いたします。
168	23	1	4	(6)			放流水	新1系水処理施設放流水は、既設1・2系塩素混和池へ接続することとありますが、新1系水処理施設の試運転時に流入させた場合、既設塩素混和池の容量は満足するかご提示いただけないでしょうか。	既設塩素混和池の容量が分かる情報をお示しいたします。 池幅：2.0m 池長：16.0m 水深：2.0m 水路数：10水路。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
169	23	1	4	(6)			放流水	埋設管の埋設深さは「適切な」深さと離隔を取ることとありますが、この適切という基準は、事業者に一任することによろしいでしょうか。	No.158の回答をご参照ください。
170	24	1	1.4	(11)	1)	①	し尿浄化槽 汚泥受入施設 供用開始 時点	既設送泥ポンプの能力が不足する場合は必要に応じて増強を行うこととありますが、送泥量および既設の圧損計算書を開示いただけないでしょうか。	既設2系、3系送泥量の実績値については、近日中に公表いたします。 なお、圧損計算書は所有していません。
171	24	1	1.4	(11)	2)	①	新1系水処理施設 供用開始 時点	既設送泥ポンプの能力が不足する場合は必要に応じて増強を行うこととありますが、送泥量および既設の圧損計算書を開示いただけないでしょうか。	既設3系送泥量の実績値については、近日中に公表いたします。 なお、圧損計算書は所有していません。
172	25	1	1.4	(12)	—	—	既設管廊	「既設3系水処理施設と既設管理事務所の間にある配線用管廊は、既設管理事務所の供用終了に伴い不要となるため、撤去」とのことですが、要求水準書(案)P70(ク)において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について(通知)(令和3.9.30 環循摘発第2109301号)」の「第3 地下工作物の取扱いについて」を満たす場合には、貴市関係部局と協議のうえ、存置することも認める」と記載されております。当該管廊は前述の協議のうえで、場合によっては存置することも認められる、との理解でよろしいでしょうか。	既設3系配線用管廊については設置位置が想定できるため、全て撤去する提案としてください。地下工作物の存置は、やむを得ない事情により土地所有者及び前橋市廃棄物対策課が各種関係法令等に基づき認めた場合にのみ可能です。
173	25	1	1.4	(13)	—	—	既存施設への 接続	「既存施設への配管等の接続が必要となる場合、新設される配管等及び配管等と既存施設の接合部については事業者の責任において、所定の性能（耐震、止水等）を満足すること」とのことですが、既存施設との接合のための改造箇所及び既存配管の耐震性能確保は本事業の対象外、との理解で良いでしょうか。	新設配管及び既存施設との接合部に必要な性能の確保は本事業に含まれます。 既存施設の耐震性能確保は本事業の対象外です。
174	25	1	1.4	(13)			責任分界点 既存施設への 接続	既存配管の改造が必要となりますが、既存配管自体の耐震性能確保は本事業の対象外との理解で良いでしょうか。 ※他の既存改造箇所についても同様です。	No.173の回答をご参照ください。
175	25	1	4	(12)			既設管廊	既設配管等は貴市と事業者の協議により残置もお認めいただいています。当該管廊も適切な処置をすることで、残置することは可能でしょうか。	No.172の回答をご参照ください。
176	26	1	1.5	(1) (2)	—	—	騒音・振動	撤去工事において、事業者が関係法令及び騒音・振動に係る規制基準を遵守して施工しているにもかかわらず、近隣住民等からの要望への対応として、発注者の指示又は協議により施工方法、施工時間帯、仮設計画等の変更が必要となった場合、これに伴い生じる追加費用及び工期への影響については契約変更の対象、との理解でよろしいでしょうか。	近隣住民等からの要望への対応として施工方法等の変更が必要となった場合、これに伴い生じる追加費用については、本事業の実施そのものに係る近隣住民からの要望を除き、事業者負担を想定しています。 ただし、工期については契約変更の対象となり得ます。 詳細については募集要項等に示します。
177	26	1	1.5	(3)			臭気規制基準	臭気規制基準の対象範囲は本事業範囲内とし、重力濃縮槽、脱水機および炭化設備からの臭気は対象とならないという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨は、既存施設由来の臭気を取扱いにを確認するものと捉えました。 臭気規制基準値は、悪臭防止法に基づいた、本市における規制地域に応じた基準値です。そのため、センター全体に適用されます。一方、既存施設臭気により値が超過した場合の対応については、募集要項等に示します。
178	26	1	1.5	-3	—	—	臭気測定における敷地境界位置	原臭測定および運用後の測定に際して、敷地境界における測定位置は、貴市よりご指示頂ける認識でよろしいでしょうか。	測定位置は、施設配置及び関係法令等を踏まえ、本市と協議の上決定します。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
179	26	1	5	(3)			臭気規制基準	悪臭基準が定められていますが、本事業としての値なのか、センター全体の合計値のどちらでしょうか。既存施設臭気や気象条件により値が超過した場合の対応や費用はどのようになりますでしょうか。	前段については、悪臭防止法に基づいた、本市における規制地域に応じた基準値です。そのため、センター全体に適用されます。 後段については、募集要項等に示します。
180	27	1	1.5	(5)	—	—	土壌汚染対策	「〔東側範囲〕における形質変更時要届出区域では、汚染土壌が比較的浅い位置に存在し、既設撤去・新設工事に伴い支障となることが想定されるため、区域指定の解除を目的とし、残置する建物等により汚染土壌の除去ができないE5-4区画を除いて、全ての汚染土壌の除去を行う。」とありますが、汚染土を掘削した後、埋め戻しの際に使用する土については、場内の土壌調査済み範囲であり、基準に適合していることが確認された範囲の土を埋戻しに利用してよい、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、必要に応じて事業着手前段階に前橋市環境部環境政策課との協議を行い、各種法規制、ガイドライン等に遵守した上で適切に対応ください。
181	27	1	1.5	(5)	—	—	土壌汚染対策	「西側範囲における形質変更時要届出区域では、区域指定の解除は目的とせず、既設撤去・新設工事に併せて除去される汚染土壌のみ、汚染土壌の除去を行う」とのことですが、「図1-5 位置図」において西側範囲に含まれている「D5-1-2」「D8-6-1」区画は指定区域を解除する区画の水色に着色されており、「D5-1-2」「D8-6-1」区画は西側範囲のため区域指定を解除しなくてもよい、との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）p.27に記載のとおり、「西側範囲」における形質変更時要届出区域では、区域指定の解除は目的とせず、既設撤去・新設工事に併せて除去される汚染土壌のみ、汚染土壌の除去を行う方針としています。「D5-1-2」「D8-6-1」区画は西側範囲に含まれますが、既設撤去・新設工事に併せて汚染土壌が除去されることが想定されるため、「図1-5 位置図」の凡例にも示しているとおり、指定区域を解除することとしています。
182	27	1	1.5	(5)	—	—	土壌汚染対策	「施工中は土地の形質の変更の範囲の周縁の土地に観測井戸を設け、一月に一回以上定期的に地下水を採取し、当該土地の形質の変更が終了するまでの間、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を測定する」とのことですが、施工中の地下水モニタリングについては、汚染拡散防止措置が必要となる「D5-1-2」「D8-6-1」「C7-2-3」の3区画を対象に、対象区画周縁部に区画ごとに観測井戸1本を設置し、測定は月1回以上、水質測定項目は、各区画ごとに土壌溶出量基準不適合が確認されている特定有害物質を対象、との理解でよろしいでしょうか。	施工中の地下水モニタリングについては、お見込みのとおりです。 なお、汚染土壌を全て掘削し、指定区域を解除する区画については、施工後の地下水モニタリングも必要となるため、各種法規制、ガイドライン等に遵守した上で適切に対応ください。
183	27	1	1.5	(5)	—	—	土壌汚染対策	「施工中は土地の形質の変更の範囲の周縁の土地に観測井戸を設け、一月に一回以上定期的に地下水を採取し、当該土地の形質の変更が終了するまでの間、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を測定する」との記載があります。 観測井戸の具体的な位置、測定頻度については上記の通りですが、観測井戸の深度については、別紙7-2地質調査報告書内の別紙7-245にある観測井構造図に準じた深度及び井戸構造、との理解でよろしいでしょうか。	観測井戸の深度については、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3．1版）」（令和4年8月、環境省 水・大気環境局 水環境課 土壌環境室）Appendix-7. 地下水試料採取方法等の各種法規制、ガイドライン等に遵守し、対象地の地質構成等も踏まえて適切に設定ください。
184	27	1	1.5	(5)	—	—	土壌汚染対策	「施工中は土地の形質の変更の範囲の周縁の土地に観測井戸を設け、一月に一回以上定期的に地下水を採取し、当該土地の形質の変更が終了するまでの間、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を測定する。」とのことですが、観測対象の区画の拡散防止措置、施工が完了した井戸は、残置することによろしいでしょうか。仮に撤去等が必要となる場合は、モルタル等にて閉塞、との理解でよろしいでしょうか。	井戸が不要となった時点での撤去を原則とします。 なお、撤去が困難な場合は、協議に応じます。
185	27	1	1.5	(5)	—	—	土壌汚染対策	「施工後は埋め戻された場所にある地下水の下流側の周縁の一以上の地点に観測井を設け、地下水基準を超えない汚染状態であることを1回確認する。」とのことですが、観測井戸の深度については、別紙7-2地質調査報告書内の別紙7-245にある観測井構造図に準じた深度及び井戸構造、との理解でよろしいでしょうか。	No.183の回答をご参照ください。

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第 1 期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
186	27	1	1.5	(5)	—	—	土壌汚染対策	「施工後は埋め戻された場所にある地下水の下流側の周縁の一以上の地点に観測井を設け、地下水基準を超えない汚染状態であることを 1 回確認する。」とのことですが、当該測定は区域指定解除を目指す場合の措置後の地下水モニタリングと解しました。指定解除を目指さない区画については地下水調査不要、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
187	27	1	1.5	(5)	—	—	土壌汚染対策	「施工後は埋め戻された場所にある地下水の下流側の周縁の一以上の地点に観測井を設け、地下水基準を超えない汚染状態であることを1回確認する」とのことですが、汚染土壌を除去した区画を対象に、対象区画ごとに観測井戸1本を設置し、1回の水質測定を行うものとし、仮に2回目以降の水質測定が必要となった場合の費用は貴市負担、との理解でよろしいでしょうか。	施工後の地下水モニタリングについては、対象区画を 5 つの範囲に分けて、観測井戸 5 本を設置することを想定しています。詳細については募集要項等に示します。 なお、地下水調査の結果、地下水汚染は認められていないため、2回目以降の水質測定が必要となった場合は、協議に応じます。
188	27	1	1.5	(5)	—	—	土壌汚染対策	「施工後は埋め戻された場所にある地下水の下流側の周縁の一以上の地点に観測井を設け、地下水基準を超えない汚染状態であることを1回確認する」とのことですが、水質測定項目は、汚染土壌を除去した区画を対象に、対象区画ごとに土壌溶出量基準不適合が確認されている特定有害物質を対象、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 観測井戸の設置数に関しては、No.187の回答をご参照ください。
189	27	1	1.5	(5)	—	—	土壌汚染対策	「施工後は埋め戻された場所にある地下水の下流側の周縁の一以上の地点に観測井を設け、地下水基準を超えない汚染状態であることを 1 回確認する。」とのことですが、2回目以降の水質測定が必要となる可能性も考慮し、観測井戸は残置することは可能でしょうか。	No.184の回答をご参照ください。
190	27	1	1.5	(5)	—	—	土壌汚染対策	指定解除予定区画に対して、単位区画ごとに地下水調査を見込みます。施工中の観測井戸と併用できる場合は、当該観測井戸を使用可能、との理解でよろしいでしょうか。	各種法規制、ガイドライン等に基づき、施工中および施工後の地下水モニタリングの観測井を併用できる場合は、併用して問題ありません。
191	27	1	1.5	(5)	—	—	土壌汚染対策	施工中、施工後の地下水モニタリング結果について、事業者の責によることが明確でない場合、例えば計画通りの土壌汚染対策工事を行ったにもかかわらず地下水基準を超過した場合、追加調査費用や対策費用は契約変更の対象、との理解でよろしいでしょうか。	本市が提示した情報を超えるものについては、予見可能性の有無等を踏まえ個別に判断します。詳細については募集要項等に示します。
192	27	1	1.5	(5)			土壌汚染対策	貴市の標準案として汚染土壌の除去がうたわれていますが、除去数量を明示していただけないでしょうか。	除去対象数量は、提示資料を参考に民間事業者が計画してください。
193	27	1	1.5	(5)			土壌汚染対策	貴市の標準案として汚染土壌の除去がうたわれていますが、事業費には汚染土壌の処分費は含まれているのでしょうか。	汚染土壌の処分費は、本事業の提案価格に含めてください。
194	27	1	1.5	(5)			土壌汚染対策	「また、提示した資料により予見不可能な土壌調査や土壌汚染対策が必要となった場合の費用は、予見不可能であったことの証明が明確であった場合についてのみ設計変更について協議を行うこととする。」とありますが、具体的にどのような証明をする必要があるのか提示していただけないでしょうか。	「予見不可能であったことの証明が明確であった場合についてのみ」とは、既存資料を確認し、見落としがないことを説明する趣旨です。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
195	27	1	1.5	(5)			土壌汚染対策	「ただし、事業者の提案により汚染土壌の除去を行うことを除外するものではない。」とは何を意味するのでしょうか。	要求水準書（案）に指定区域を継続する区画として示されている区画において、事業者の提案により、汚染土壌の除去を実施することも可能とご理解ください。
196	27	1	1.5	(5)			土壌汚染対策	「、施工後は埋め戻された場所にある地下水の下流側の周縁の一以上の地点に観測井を設け、地下水基準を超えない汚染状態であることを1回確認する。」とありますが、1回確認した後は観測井を撤去する必要があるのでしょうか。	No.184の回答をご参照ください。
197	27	1	1.5	(5)			土壌汚染対策	貴市の標準案において汚染土壌が示されていますが、除去対象となる数量をご教示ください。	No.192の回答をご参照ください。
198	27	1	1.5	(5)			土壌汚染対策	貴市の標準案で示されている汚染土壌につきまして、事業費の積算には汚染土壌の処分費が含まれておりますでしょうか。	No.193の回答をご参照ください。
199	27	1	5	-5			土壌汚染対策	掘削土は全量自由処分とありますが、処分費は本事業の提案価格に含まず、実費にて別途お認めいただけないのでしょうか。	建設発生土の運搬・処分費に関する詳細については募集要項等に示します。
200	28	1	1.5	(5)	—	—	土壌汚染対策	「形質変更時要届出区域に指定されていない範囲において土地の形質の変更を行う際は、土壌汚染対策法第4条に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」等の必要資料を作成する」とのことですが、土壌汚染対策法第4条届出を提出する際に、貴市が実施した土壌汚染調査にて調査済みの範囲（別紙7-5834）については、土壌調査命令が発出されないものとしませんが、仮に調査命令が発出され、追加調査や対策工事が必要となった場合は契約変更対象、との理解でよろしいでしょうか。	本市が提示した情報を超えるものについては、予見可能性の有無等を踏まえ個別に判断します。詳細については募集要項等に示します。
201	28	1	1.5	(5)	—	—	土壌汚染対策	貴市が実施した土壌汚染調査にて調査済みの範囲（別紙7-5834）以外に掘削が必要となる場合は、当該範囲について地歴調査及び表層調査費用を見込むものとしませんが、表層調査の結果、基準超過が確認された場合の各種追加調査や対策にかかる費用は契約変更対象、との理解でよろしいでしょうか。	本市が提示した情報を超えるものについては、予見可能性の有無等を踏まえ個別に判断します。詳細については募集要項等に示します。
202	28	1	1.5	(5)	—	—	土壌汚染対策	「必要に応じて認定調査の申請を行うこととする」とのことですが、認定調査を実施し、土壌分析の結果、新たに基準不適合の土壌が確認される可能性がございます。 貴市が提示した情報では基準不適合土壌ではないにもかかわらず、事業者の認定調査で基準不適合土壌が確認された場合、その処理費については、実施方針のリスク分担の基本的な考え方の用地のリスク分担より、貴市が提示した情報に基づく対応を超えるものに該当するため、貴市が費用負担、との理解でよろしいでしょうか。	本市が提示した情報を超えるものについては、予見可能性の有無等を踏まえ個別に判断します。詳細については募集要項等に示します。
203	28	1	1.5	(5)	—	—	土壌汚染対策	「必要に応じて認定調査の申請を行うこととする」とのことですが、応募者との事業契約締結前の搬入土壌の品質管理に係る1年毎の「要措置区域等に搬入された土壌に係る届出」は、貴市が実施、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
204	28	1	1.5	(5)	—	—	土壌汚染対策	「提示した資料により予見不可能な土壌調査や土壌汚染対策が必要となった場合の費用は、予見不可能であったことの証明が明確であった場合についてのみ設計変更について協議を行うこととする。」とのことですが、別紙7-4-3 土壌汚染深度調査報告書のE4-6（別紙7-8854）、E5-3（別紙7-8855）、F4-7（別紙7-8858）に関し、基準不適合の層厚に疑義がございます。令和8年10月の個別対話において、「対話における議題提案書」で基準不適合の層厚に関する疑義を提出することで、この疑義について個別対話で協議していただける、との理解でよろしいでしょうか。	汚染のおそれが生じた場所の位置が複数ある区画における汚染深度に関する疑義と認識しております。ご記載いただいているとおり、個別対話で協議することは可能です。
205	28	1	1.5	(5)	—	—	土壌汚染対策	「提示した資料により予見不可能な土壌調査や土壌汚染対策が必要となった場合の費用は、予見不可能であったことの証明が明確であった場合についてのみ設計変更について協議を行うこととする。」とのことですが、土壌汚染対策法に基づく調査は、サンプリング調査であり、土壌汚染や埋設廃棄物がないことを100%保証するものではありません。 有害物質を含有し、土壌汚染リスクが懸念される埋設廃棄物への対応や、建設発生土として場外搬出処分を行う土壌分析の結果、基準超過する場合など、事前の土壌調査結果のみではそもそも予見不可能なものについては、実施方針のリスク分担の基本的な考え方の用地のリスク分担より、貴市が提示した情報に基づく対応を超えるものに該当するため、貴市が費用負担、との理解でよろしいでしょうか。	本市が提示した情報を超えるものについては、予見可能性の有無等を踏まえ個別に判断します。詳細については募集要項等に示します。
206	28	1	1.5	(5)			土壌汚染 図1-5	土壌汚染対策を行うのは、図1-5位置図で示されたB,CD,E,G,Hの英字と3つの数字で示された一部の区画のみという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
207	28	1	1.5	(5)			土壌汚染対策	「予見不可能であったことの証明が明確であった場合」とはどのような条件を充足した状態となるでしょうか。判断に必要となる直接的な情報が存在していない場合は、当該状況に該当するものとの理解でよろしいでしょうか。	予見可能性の有無に関する手続きについては募集要項等に示します。
208	28	1	1.5	(5)			土壌汚染対策	「予見不可能であったことの証明が明確であった場合にのみ設計変更について協議を行う」とありますが、この場合、予見不可能であったことの証明が明確であったとしても、貴市と協議を行うことしか確約がなされません。「証明が明確であるかどうかについて協議を行い、明確であった場合には設計変更を行う」のご趣旨との理解でよろしいでしょうか。	設計変更とするか否かは協議によります。
209	28	1	5	-5			土壌汚染対策	提示された資料により予見不可能だった場合、その立証責任は事業者となっておりますが、貴市が調査したものが全てであり、予見すべきは貴市の責と思慮しますがいかがでしょうか。	本事業では本市において既存施設に関する調査を実施しておりますが、土壌汚染対策業務を事業範囲に含めているのは、市の調査のみでは把握しきれない汚染についても事業者の専門的知見・ノウハウを活用して確認・対応いただくことを企図しているためです。 なお、土壌汚染対策における予見可能性の有無については、「予見不可能であったことの証明が明確であった場合についてのみ」とは、既存資料を確認し、見落としがないことを説明する趣旨です。
210	29	4	4.2	-2	—	—	修繕・大規模修繕業務	「「前橋市公共下水道ストックマネジメント計画」において時間計画保全に位置づけられる設備に関しては、目標耐用年数を超える時期に（大規模修繕のうち）更新を実施する計画とする。」と記載ございますが、大規模修繕のうち時間計画保全に位置づけられる設備の更新予算は3条予算と4条予算のどちらになりますでしょうか。	地方公営企業会計に基づき、適正に取り扱います。

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
211	30	1	1.5	-6	—	—	温室効果ガス排出量の削減	本事業において、更新前と更新後で定量評価されるのでしょうか。現状想定されている評価の方法があればご教示をお願いします。	No.24の回答をご参照ください。 なお、現状の排出量評価は以下のとおりです。 ・CH4 [水処理+炭化施設処理量]×[排出係数] ・N2O [水処理+炭化施設(汚泥)処理量]×[排出係数] ・CO2 各種燃料使用量×単位発熱量×排出係数×44/12。
212	31	2	2.1	(2)	1)		設計	本事業における水処理方式は民間事業者提案であり、その内容を明確にするため、基本設計の見直しを実施した後に市の確認をいただき、その後、詳細設計を行うとの理解でよろしいでしょうか。	基本設計の見直しを一律の手順として要求するものではありません。提案する水処理方式に応じて必要な設計を行い、本市の確認を受けてください。
213	31	2	2.1	(2)	1)		設計	監理技術者等の配置について、設計・工場製作期間と現地施工期間で別の技術者を配置（途中交代）することや、工場製作期間の専任を不要とすることは可能でしょうか	設計・工場製作期間と現地施工期間で別の技術者を配置（途中交代）することについては、同等以上の技術力を有する技術者との交代は可能です。 専任期間については、各工種（土木・建築・機械・電気等）の施工期間に応じ、当該工種の主任技術者・監理技術者を専任配置すれば足り、当該工種が現地で稼働していない期間（工場製作のみの期間等）は工事現場への専任を要しません。ただし、専任を要しない期間は、設計図書もしくは打合せ記録等の書面により本市と明確化することを条件とします。
214	32	2	2.1	(2)	2)	③	完了後	工事設計書、積算内訳書の違い（特に、積算内訳書の求める作業内容）についてご教示願います。	工事設計書は予定価格算出のための文書一式を指し、積算内訳書はその明細部分（数量×単価による原価根拠）を構成する資料です。
215	32	2	2.1	-3	—	—	建設時における配置人員に必要な資格等	建設時に配置する人員の必要な資格等については、募集要項等の公表時に示されるという理解でよろしいでしょうか。もしくは、事業者の提案によるものでしょうか。	関係法令等及び募集要項等に示す要件を満足するよう計画してください。
216	33	2	2.1	-3	3)	—	建設に伴う許認可等について	「・・・民間事業者が必要としないものであっても、本市が関係機関への申請、報告または届出等を必要とする場合は、民間事業者は書類作成及び手続き等を実施または協力し、その費用を負担すること。」とありますが、行政書士法に抵触しない範囲の実施または協力という理解でよろしいでしょうか。（2026年（令和8年）1月1日施行の改正行政書士法により、報酬を得て他人の消防署提出書類を作成する行為が、名目を問わず違法であることが明確化されたため、念のための確認です。）	お見込みのとおりです。
217	33	2	2.1	(3)	6)	(シ)	その他本市が指示する書類	提出書類として「その他貴市が指示する書類」とのことですが、具体的にどのような書類なのかご提示いただけないでしょうか。	イメージアップ、工事特性、創意工夫、社会性の計画及び官公庁への手続き、地元への周知計画、工事保険等加入書の写し等の書類を想定しております。
218	34	2	2.1	(3)	10)		安全管理及び交通管理	10) 安全管理及び交通管理に「周辺的一般道に対し、必要に応じて交通誘導員を配置すること」とありますが、場内における交通誘導員の配置の要否、配置場所および配置人数についてご教示ください。	場内の交通誘導員は、安全管理を講じた上で、施工計画及び場内交通への影響を踏まえ、民間事業者が必要な配置場所及び人数を計画してください。
219	34	2	2.1	-3	12)	(イ)	貴市ご発注予定の別途工事について	「民間事業者は、前橋水質浄化センター内において本市が発注したその他の工事等の円滑な施工に協力すること。」とありますが、現状想定されている貴市ご発注予定の工事等の内容、時期等についてご教示をお願いします。	現時点でお示しできる具体的な発注予定の工事・業務はありませんので、詳細は募集要項等に示します。

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第 1 期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
220	34	2	2.1	-3	12)	(ウ)	貴市ご予定の施工管理体制、安全衛生管理等の点検について	「民間事業者は、前橋水質浄化センター内において本市が行う施工体制、安全衛生管理等の点検に協力すること。」とありますが、貴市が行う施工体制、安全衛生管理等の点検について、詳細内容についてご教示をお願いします。	工事現場における施工体制等の立入調査要領等については、前橋市ホームページ(契約監理課)に掲載されておりますので、そちらをご参照ください。その他、監督員によるチェックのほか、工事検査員(部分・中間・完了検査)、工事監査(詳細は前橋市HP監査委員事務局を参照)等による施工体制等のチェックが行われる予定です。
221	34	2	2.1	(3)	12)		設計・建設に関する基本的事項	基本的事項の施工管理について、(工)「本市または本市の運転管理・保守点検業務受託者が実施する運転管理・保守点検業務等に協力すること」とあるが、具体的にどういった協力を想定されているかご提示いただけますでしょうか。	既存施設の運転・保守点検に支障を及ぼさないための工程調整、作業範囲の調整及び必要な情報共有等を想定しています。
222	35	2	2.1	(2)	13)	(ア)	設計・建設に関する基本的事項	現場事務所には会議スペースを確保することとありますが、この会議スペースの利用目的をご提示いただけないでしょうか。	設計照査・施工管理・検査業務を担う受託者、建設施工業者及び市担当者が一堂に会する現場事務所の大きさを想定しており、市担当者は10名程度を見込んでください。
223	35	2	2.1	(3)	11)	(コ)	当該施設の損傷対応	(コ)に「施工に際し、施設に影響を及ぼさないように施工すること」および「当該施設の損傷が民間事業者の過失によるものと認められた場合は、施工により影響を与えたものについて、民間事業者の費用で原形復旧すること」とありますが、以下についてご教示ください。 ① 施工前後における既存施設等の現況調査（家屋調査）は必要でしょうか。必要な場合は、調査対象、調査範囲および費用負担についてご教示ください。 ② 施工に伴い場内道路に損傷が生じた場合の原形復旧について、復旧対象となる範囲、復旧水準および費用負担の考え方をご教示ください。	①要求水準書（案）2.1(1)に示すとおりです。事前調査の要否及び範囲は、施工計画及び既存施設への影響を踏まえて民間事業者において設定し、本市と事前協議のうえ、責任・費用で実施してください。 ②民間事業者の責により損傷した範囲は、事業者負担において原形復旧を行ってください。
224	35	2	2.1	(3)	12)	(コ)	管理者が管理する施設へ影響を及ぼさない施工	「民間事業者は、施工に際し前橋水質浄化センターや他の管理者が管理する施設へ影響を及ぼさないように施工すること」とのことですが、既設施設から新設施設への切替に関する運転制約条件（停止可能時刻、停止可能時期等）は、今後具体的に提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	No.79の回答をご参照ください。
225	35	2	2.1	(3)	12)	(ソ)	主任技術者、監理技術者	主任技術者、監理技術者は、各工種を施工している期間のみ専任とせればよろしいでしょうか。	No.213の回答をご参照ください。
226	35	2	2.1	(3)	12)	(ソ)	主任技術者、監理技術者	主任技術者、監理技術者の資格は、法で定める資格を保有していればよろしいのでしょうか。	No.215の回答をご参照ください。
227	35	2	2.1	(3)	12)	(タ)	工事監理者	工事監理者は、建築工事中のみに配置すればよろしいのでしょうか。	建築士法・建築基準法に基づく工事監理者は建築物の工事を対象とするため、建築工事の期間に配置することになります。
228	35	2	2.1	-3	12)	(コ)	管理者が管理する施設へ影響を及ぼさない施工	既設から新設への切替に伴う運転制約条件の提示時期について、貴市より具体的に提示される認識でよろしいでしょうか。	No.79の回答をご参照ください。
229	35	2	2.1	-3	12)	(タ)	工事監理	「特定の建築物の工事監理に…」の記載があり、特定の建築物に該当する建築物をご提示いただけないでしょうか。	該当する建築物は、関係法令等に基づき設計段階で確認してください。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
230	35	2	2.1	(3)	12)	(ソ)	主任・監理技術者	主任技術者・監理技術者の専任期間について、各工種の施工中のみ専任と考えてよろしいでしょうか。	No.213の回答をご参照ください。
231	35	2	2.1	(3)	12)	(コ)	管理者が管理する施設へ影響を及ぼさない施工	「施工に際し前橋水質浄化センターや他の管理者が管理する施設へ影響を及ぼさないように施工すること」とありますが、本事業では既存施設から新設施設への切替作業が発生すると考えます。適切な施工計画を立案するため、既存施設の停止が可能な時間帯、時期等の施工条件について、ご提示いただけないでしょうか。	No.79の回答をご参照ください。
232	35	2	2.1	(3)	12)	(コ)	管理者が管理する施設へ影響を及ぼさない施工	各種切替工事に当たっての既設運転条件の具体（停止可能時間帯や水量条件等）は、今後具体的に提示される、との理解でよろしいでしょうか。	No.79の回答をご参照ください。
233	35	2	2.1	-3	13)	(ア)	現場事務所の会議スペースについて	「現場事務所には、会議スペースを確保すること。」とありますが、広さは事業者提案によるという理解でよろしいでしょうか。もし、貴市が想定されている広さがありましたら、ご教示をお願いします。	No.222の回答をご参照ください。
234	35	2	2.1	-3	13)	(イ)	現場事務所の設置場所について	「センター内北西部の空地等を想定しているが、詳細は監督員と協議すること。」とありますが、ご提案時は、事業者提案によるという理解でよろしいでしょうか。もし、貴市が想定されている場所がありましたら、ご教示をお願いします。	提案時はセンター内北西部の空地等を想定してください。具体的な設置場所は、契約後に本市と協議して決定します。
235	35	2	2.1	-3	14)	—	作業時間	作業時間の記載がありませんでした。ご教示をお願いします。	現場での作業可能時間帯は、稼働中の水質浄化センターの運転管理に支障を及ぼさない範囲とし、原則として平日の昼間（午前8時30分～午後5時00分）を想定しています。なお、上記以外の時間帯で作業を行う場合は、地元自治会等に協議が必要ですので、期間に余裕を持って協議してください。詳細については募集要項等に示します。
236	36	2	2.1	-3	15)	—	工事期間中のユーティリティについて	「施設の建設（試運転を含む。）に必要な電力、上水、その他燃料等及びこれに要する仮設資材等は、民間事業者の費用負担とし、民間事業者の責任で手続きを行うこと。」とありますが、上水は施設引込本管から分岐できるという理解でよろしいでしょうか。 その場合、本管の径ならびに、1日の使用量制限等がありましたらご教示をお願いします。	工事期間中のユーティリティについては原則、事業者が必要な手続きを行い確保してください。施設内のユーティリティの分岐については、既存施設の運転管理等に影響がないか事業者が使用量等の資料を提示したうえで、本市との協議となります。その場合、使用量が確認できる計量器（メーター）を設置していただき、発生した費用については本市が事業者に請求させていただく形となります。
237	36	2	2.1	(3)	15)		工事期間中のユーティリティ	貴市が必要と判断した場合に限り、ユーティリティの確保に協力いただけるとのことですが、その判断基準をご教示いただけないでしょうか。	No.236の回答をご参照ください。
238	36	2	2.1	-3	16)	—	建設副産物等の取り扱いについて	「施設の建設に伴って発生する建設発生土及び建設廃棄物（コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等）は、適正に処理、処分及び再生資材の利用を図ること。」とありますが、建設発生土および建設廃棄物について貴市の指定搬出先（想定距離）がありましたら、ご教示をお願いします。	No.199の回答をご参照ください。
239	36	2	2.1	-3	17)	—	貴市が発注する他工事	貴市が発注する他工事の内容と実施時期については、近く開示されるという理解でよろしいでしょうか	No.219の回答をご参照ください。
240	36	2	2.1	(3)	17)		他工事との調整	本事業期間中に本事業に含まれない予定されている工事内容及び工事期間が予め計画されているものがあれば、別途ご提示いただけないでしょうか。	No.219の回答をご参照ください。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
241	36	2	2.1	-3	18)	—	連絡会議への協力	「本事業の建設に係る連絡会議を定期的に（1ヶ月に1回以上）開催し、」とあります。 現地工事が開始されてからの開催と考えていますが、よろしいでしょうか。	設計段階でも作業進捗等を把握するため少なくとも1ヶ月に1回程度の定期的な打合せは必要と考えております。
242	36	2	2.1	(3)	22)	—	工事上の地下埋設物発見時の対応	「本事業の工事中に地下埋設物が発見され、その地下埋設物が本事業募集時に貴市が提示した情報に該当しない場合、速やかに貴市に報告し、対応について貴市と協議すること」とのことですが、提示した情報に該当しない埋設物（地中障害物）対応に伴う設計見直しや撤去に伴う工期延期が生じた場合、工期延期については事業者の帰責とはならず、増加した設計費、撤去費等、地中障害物対応にかかる追加費用については貴市負担、との理解でよろしいでしょうか。	本市が提示した情報を超えるものについては、予見可能性の有無等を踏まえ個別に判断します。詳細については募集要項等に示します。
243	37	2	2.1	(3)	22)		工事上の地下埋設物発見時の対応	市が提示した以外の地下埋設物が発見された場合、「対応について本市と協議」と記載がありますが、当該埋設物に起因する設計見直し、工事変更等の負担については、市の方で負担して頂けるとの認識で良いでしょうか。 また、地下埋設物自体は提示されていたとしても、その埋設情報（位置、深度、形状等）が異なっていた場合も上記と同様の対応として頂けるとの認識で良いでしょうか。	本市が提示した情報を超えるものについては、予見可能性の有無等を踏まえ個別に判断します。詳細については募集要項等に示します。
244	37	2	2.1	(3)	22)		工事上の地下埋設物発見時の対応	地下埋設物が本事業募集時に貴市が提示した情報に該当しない場合、「対応について本市と協議すること」とありますが、提示外の埋設物対応に伴う設計の修正や工期の見直し（延期）が生じた場合、これに起因する「要求水準書」等への一時的な不整合や逸脱については受注者の責に帰さない（免責される）こと、および作業物量の増加に伴う工期延長や追加費用については、貴市にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。提示外の埋設物の有無やその影響は、事業者側で事前に予測・コントロールすることができないリスクであり、事業者が適切な事業費を積算を行い本事業に応募するためには、そのリスク分担が明確になっている必要があります。	本市が提示した情報を超えるものについては、予見可能性の有無等を踏まえ個別に判断します。詳細については募集要項等に示します。
245	37	2	2.1	-4	1)	—	会計検査対応について	「また、会計検査に必要となる、設計・建設に係る書類、図書、設計根拠（比較表、各種計算書、設計内訳書等）を作成・提出するとともに、会計検査対応に協力すること。」とありますが、特に設計内訳書について、具体的な作業量についてご教示をお願いします。（〇〇ページ程度の金入り設計書の整備（〇回分）、作業工数〇〇人工分等）	会計検査対応とは、会計検査時に必要となる書類作成・整理・整合確認及び検査時の立会等を想定しています。また、作成・提出する資料は、数量計算書、明細表、工事費内訳書（経費等有）、単価根拠、図面（拾い図含む）、各種計算書（機器能力、構造・耐震計算）等を想定しています。上記に加えてNo.119の回答をご参照ください。
246	37	2	2.1	(4)	1)		国の交付金等の適用	会計検査対応への協力内容について想定される作業内容をご提示いただけないでしょうか。	No.245の回答をご参照ください。
247	37	2	2.1	-4	1)	—	国の交付金等の適用	会計検査対応に関する事業者側の作業内容について、ご提示いただけないでしょうか。	No.245の回答をご参照ください。
248	37	2	2.1	(4)	1)	—	国の交付金等の適用	「本事業で建設する施設は、国の交付金等を活用することを想定していることから、交付金等の要綱等を熟知しその趣旨に沿った施設を設計・建設すること。」とありますが、国の交付金等が下りず、計画が変更となった場合、発生する費用は貴市にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	民間事業者へのサービス対価の支払いについては、国庫補助金の交付金額を踏まえて事業者と調整させていただく可能性があります。詳細は募集要項等に示します。
249	37	2	2.1	(4)	1)		国の交付金等の適用	会計検査対応への協力内容について想定されている作業内容をご教示ください。	No.245の回答をご参照ください。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
250	37	2	2.1	(4)	3)	—	DXの推進	「ICT・IoT・AI 等を活用し、設計・建設、保全管理に加えて、本市が行う維持管理（運転管理、保守点検等）の高度化・効率化・省力化に資する提案を行うこと。」とありますが、貴市が行う維持管理については、本事業の範囲外であることから、貴市で活用されている設備台帳システムの機能増設などにかかる費用は本事業対象外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
251	37	2	2.1	(4)	3)	—	DXの推進	「ICT・IoT・AI 等を活用し、設計・建設、保全管理に加えて、本市が行う維持管理（運転管理、保守点検等）の高度化・効率化・省力化に資する提案を行うこと。」において、施設情報をインターネットを介して取り扱う場合、貴市が定めるセキュリティポリシー以外に遵守する内容があればご提示ください。	前橋市で定める「前橋市情報セキュリティポリシー」のほか、クラウドサービスの導入を検討する場合は、「外部サービス（クラウドサービス）の選定に関する規定」を遵守いただきます。
252	37	2	2.1	(4)	3)		DXの推進	貴市が行う維持管理の高度化・効率化・省力化に資する提案を行うこととありますが、当該提案に関する通信料やサービス使用料については、本提案価格に含まず、別途、貴市または維持管理業者が契約することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。維持管理の高度化・効率化・省力化に資する提案のうち、日常の運転管理・維持管理段階で継続的に発生する通信料及びサービス使用料（ランニングコスト）については、本事業のDBM事業者の提案価格には含まず、本市または本市の運転管理・保守点検業務受託者が別途契約・負担するものとします。ただし、当該提案に必要な機器・システムの設計・設置・導入に係る費用は、更新施設の一部として民間事業者の提案価格に含めるものとします。
253	37	2	2.1	(4)	3)		DXの推進	貴市が行う維持管理（運転管理、保守点検等）の高度化とは、具体的にどのような状態を指しますでしょうか。	運転状況及び設備状態の可視化、情報共有の迅速化、作業の省力化等により、維持管理の品質及び効率が向上する状態を想定しています。具体的な提案は民間事業者によるものとします。
254	38	2	2.1	(1)	3)	②	悪臭	臭気発生源の特定は困難と考えます。し尿が流入する重力濃縮槽からの臭気については、事業者の責によらないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
255	38	2	2.2		4)		温室効果ガス対策	温室効果ガス排出量削減及び再生可能エネルギー導入について要求されていますが、管理棟等の建築施設に対する具体的な省エネルギー性能目標は設定しないものとの理解でよろしいでしょうか。	群馬県地球温暖化対策指針（特定建築物編）に準拠してください。また、No.24の回答をご参照ください。
256	38	2	2.2	(1)	2)		浸水位	「1/1000年確立降雨時には0.3～3.0mの浸水が、」とありますが、計画地盤高TP+96.700mに対しての浸水高さという理解でよろしいでしょうか。	現時点では、現地盤高に対する数値と認識しております。 なお、開示可能な情報を精査の上、募集要項等に示します
257	38	2	2.2	-1	2)	(オ)	将来更新スペースについて	「日常点検等の維持管理に支障のないよう十分なスペースを確保し、更に維持管理作業等の動線、保安及び緊急通路、将来の更新スペース等も考慮した、合理的な配置計画とすること。」とありますが、将来更新スペースについては事業者提案という理解でよろしいでしょうか。もし、貴市で想定されている広さの考え（現状の設備配置と同等の広さが必要等）があればご教示をお願いします。	将来の更新スペースについては事業者提案となります。
258	38	2	2.2	(1)	2)	(イ)	配置計画	「監視室や事務室、電気室を管理棟の2階以上（3m以上）に配置する等により、被災時にも早急に復旧できるよう計画する」とありますが、本要求は、監視室、事務室及び電気室を管理棟の2階以上（3m以上）に配置することにより満足するとの理解でよろしいでしょうか。 また、「等」と記載されている趣旨として、上記配置以外に求められる具体的な要求事項がある場合は、ご提示いただけないでしょうか。	監視室、事務室及び電気室をT.P.+3m以上に配置する場合、それに加えて、浸水時にも必要な機能を早期に復旧できる計画としてください。 なお、「等」をしている趣旨として、監視室、事務室及び電気室をT.P.+3m以上に配置することを限定するものではありません。

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第 1 期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
259	38	2	2.2	(1)	2)	(イ)	配置計画	「電気室を管理棟の2階以上」に関連して、3系水処理電気室も同等の高さまで上げる必要と考えていますが、この様な理解で良いでしょうか。	3系新電気室についても、要求水準書（案）に示す浸水対策及び必要な機能確保の要件を満足する計画としてください。
260	38	2	2.2	(1)	2)	(イ)	配置計画	1/1000年確立降雨時に求められている「早急に復旧」とは、前述記載内容から主要な電気設備の機能が確保されている状態との理解で良いでしょうか。最低限確保が必要な機能及びリスク回避を図る設備について具体条件があればご教示ください。	主要な監視・制御及び施設運転に必要な設備の機能を確保し、被災後に早期復旧できる状態を想定しています。
261	38	2	2.2	-1	4)	—	温室効果ガス対策について	「・・・また、施設運用の支障とならない範囲で再生可能エネルギーの導入が可能な施設について提案を行い、本市と協議の上、設計・建設すること。」とありますが、貴市との協議により、ご提案時の内容から変更が生じた場合は、設計変更として協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	設計変更の有無も含めて、協議を行います。
262	38	2	2.2	-1	4)	—	温室効果ガス対策	事業提案書の中で、太陽光発電等の再生可能エネルギー導入施設について具体的に提案し、提案価格にも含めるということでしょうか。それとも契約後に提案と協議を行うのでしょうか、想定されている内容についてご教示をお願いします。	再生可能エネルギー設備は、事業提案書において提案し、提案価格に含めてください。契約後、本市との協議を踏まえて設計・建設してください。
263	39	2	2.1	(1)	5)		見学者対応	見学者が立ち入る施設についてはバリアフリー化を考慮することとありますが、貴市の見学者対応計画をご提示いただけないでしょうか。	見学箇所は、管理棟(大会議室、水質試験室、監視室)及び新 1 系水処理施設を予定しております。その内、立ち入り箇所は大会議室、新 1 系水処理施設を想定しております。 なお、バリアフリー化の箇所については事業者との協議によりますが、少なくとも大会議室及び見学者が使用するトイレは必要です。
264	39	2	2.1	(1)	5)		見学者対応	見学者用パンフレットの著作権は貴市に帰属するとありますが、著作権は事業者で保有し、貴市には使用权をお渡することでよろしいでしょうか。	見学者用パンフレットの著作権は本市帰属を前提とし、詳細は募集要項等に示します。
265	39	2	2.2	-1	5)	—	パンフレット	貴市でパンフレットの印刷を行うと記載がありました。貴市の印刷費用が抑えられるように、パンフレットはA3で1枚両面カラー程度で考えればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
266	39	2	2.2	(1)	5)		見学者対応	見学者が立ち入る施設について、具体名をご提示願います。	No.263の回答をご参照ください。
267	39	2	2.2	(2)	1)	(ス)	車両動線	施工時期によっては工事車両が大幅に増加したり、頻回な出入りが発生します。維持管理車両やし尿受入に係る車両との交通災害を発生させないため、工事車両とそれ以外の車両との通行ルートに関する協議を都度開催させていただくことができる、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。既存施設を稼働させながらの事業であるため、都度協議させていただきます。
268	39	2	2.2	-2	1)	(ア)	測量について	「測量成果に関する資料は、別紙 7 に示す通りである。これを参考に、民間事業者は、本工事に必要な測量調査を行うこと。」とありますが、現地測量の結果、ご提案時に別紙 7 と齟齬が生じた場合は、設計変更として協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	事業者が適切に調査義務を履行し、かつ市から開示した情報及び事業者による調査結果から事業者の専門的知見及び経験に照らして疑義を抱く事情が存在しなかったにもかかわらず、施行条件が市の開示情報及び調査義務の成果と異なる場合は、対応について協議を行います。
269	39	2	2.2	-2	1)	(イ)	地質条件について	「地質条件に関する資料は、別紙 7 に示す通りである。これを参考に、民間事業者は、本工事に必要な地質調査を行うこと。」とありますが、地質調査の結果、ご提案時に別紙 7 と齟齬が生じた場合は、設計変更として協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	No.268の回答をご参照ください。
270	39	2	2.2	-2	1)	(ウ)	計画地盤高について	「計画地盤高は原則として T.P.+96.700 m とし、周辺 道路との接続部がスムーズに出入り可能なように留意し、造成高については協議の上決定すること。」とありますが、貴市との協議により、ご提案時の内容から変更が生じた場合は、設計変更として協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	設計変更の有無も含めて、協議を行います。

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
271	39	2	2.2	-2	1)	(カ)	既存構造物の調査について	「敷地や地盤の状況や地下埋設物等の既存構造物を十分に調査・把握した上で、安全かつ経済性に配慮した施工を行うこと。」とありますが、調査の結果、ご提案時に開示いただいた内容と齟齬が生じた場合は、設計変更として協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	No.268の回答をご参照ください。
272	39	2	2.2	-2	1)	(コ)	特定行政庁との協議について	「特定行政庁の指導により、建築構造物としての要求性能を求められた場合には、その指導に従うこと。」とありますが、ご提案時に特定行政庁と事前協議を行ってもよろしいでしょうか。 可の場合、契約後の特定行政庁との本協議において事前協議から変更が生じた場合は、設計変更として協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。 不可の場合、ご提案時は事業者提案でご提案いたしますが、契約後の特定行政庁との本協議において指導により変更が生じた場合は、設計変更として協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご提案時に特定行政庁との事前協議を実施いただくことは差し支えありません。契約後の特定行政庁との協議において指導等により提案内容の見直しが生じた場合であっても、原則として設計変更の対象とはいたしません。
273	39	2	2.2	(2)	1)	(オ)	撤去施設	「2.2(8)に示す要求水準に基づき、撤去施設に加え、事業を進めるに当たり支障となる施設を撤去すること」とありますが、工事時に把握できた場合は、変更対象となりますか	予見可能性がないものについては、詳細は協議に応じます。
274	40	2	2.2	(2)	1)	(テ)	建設発生土の処分先	「建設発生土の処分先については、埋め戻しに必要な発生土以外は、貴市と協議の上決定」、とのことですが、要求水準書(案) P27(5)土壌汚染対策では、「建設工事に伴い発生する掘削土は全量自由処分」との記載があります。建設発生土の処分先に関し、貴市にどのようなお考えがあつての協議の上決定するのか、ご提示いただけないでしょうか。	建設発生土は関係法令等に従い適切に処分する必要があるため、処分先について本市と協議するものです。
275	40	2	2.2	(2)	1)	(テ)	建設発生土の処分先	「建設発生土の処分先については、埋め戻しに必要な発生土以外は、貴市と協議の上決定」、とのことですが、事業提案書提出時、応募者が合理的に想定した処分条件（受入先、運搬距離、日当たり受入量等）と異なる条件が協議の結果で決定した場合、これに伴い発生する追加費用及び工期延伸については、発注者リスクとして契約変更の対象、との理解でよろしいでしょうか。	予見可能性がないものについて、詳細は協議に応じます。
276	40	2	2.2	-2	1)	(タ)	関連部局や周辺工場等の協議について	「騒音・振動について環境基準を遵守するとともに、工事期間、時間や施工方法等について関連部局や周辺工場等と協議の上、施工を行うこと。」とありますが、ご提案時に関連部局や周辺工場等と事前協議を行ってもよろしいでしょうか。 可の場合、契約後の関連部局や周辺工場等との協議において変更が生じた場合は、設計変更として協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。 不可の場合、ご提案時は事業者提案でご提案いたしますが、契約後の関連部局や周辺工場等の協議において変更が生じた場合は、設計変更として協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご提案時に関連部局（官公庁）との事前協議を実施いただくことは差し支えありません。契約後の関連部局との協議の結果により提案内容の見直しが生じた場合であっても、原則として設計変更の対象とはいたしません。 また、周辺工場等との事前協議は、提案段階での個別の接触により周辺工場等に混乱や負担が生じるおそれがあるため、お控えください。契約変更に関する考え方は、No.176の回答をご参照ください。
277	40	2	2.2	-2	1)	(ツ)	埋戻土の仮置きヤードについて	「埋戻土の仮置きヤードを場内に確保できない場合は、本市と協議の上、適切な場所を確保すること」とありますが、埋戻土の仮置きヤードについて貴市の想定している場所がありましたら、ご教示をお願いします。	場内の仮置きヤードは別紙2に示す位置を想定しております。

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
278	40	2	2.2	-2	1)	(テ)	建設発生土の処分先について	「施設の建設に伴い発生する建設発生土の処分先については、埋め戻しに必要な発生土以外は、本市と協議の上決定すること。」とありますが、建設発生土について貴市の指定搬出先（想定距離）がありましたら、ご教示をお願いします。	No.199の回答をご参照ください。
279	40	2	2.2	(2)	1)	(ナ)	施設構造形式	重力濃縮汚泥分配槽はⅡ期事業では不要となる施設のため、鉄筋コンクリート構造以外での提案も許容されとの理解で良いでしょうか。	要求性能、維持管理性及び将来撤去時の安全性を満足することを条件として、鉄筋コンクリート造以外の構造形式を提案することが可能です。
280	40	2	2.2	(2)	1)	(ニ)	腐食対策	所定の性能を確保する期間については、一般的な内部防食を想定した10～15年との理解で良いでしょうか。	防食被覆の所定の性能を確保する期間は、「下水道施設の改築について（令和4年4月1日・国水下事第67号別表）」に示される耐用年数（10年間）を基本とします。ただし、本市が求める「施工後長期にわたる性能確保」の趣旨を踏まえ、より長期の耐用年数を確保する仕様・工法の提案を妨げるものではありません。具体的な目標耐用年数及び保証期間は、施工者又は材料メーカー等による性能保証書の内容に基づき設定し、本市と協議の上決定するものとします。
281	40	2	2.2	(2)	1)	(ナ)	重力濃縮槽汚泥分配槽	重力濃縮槽汚泥分配槽は、鉄筋コンクリート造以外でもよろしいでしょうか。	No.279の回答をご参照ください。
282	41	2	2.2	(2)	2)	(オ)	汚水の接続	「将来、他施設からの汚水の接続」とのことですが、他施設とは前橋水質浄化センター内の施設、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
283	41	2	2.2	(2)	2)	(オ)	流入渠及び導水渠	将来想定されている他施設はどのような施設でどこに配置されるのかご提示いただけないでしょうか。	第2期(汚泥処理施設建設)、第3期(新2系水処理施設建設)に関する事業内容等については、本事業の提案内容を踏まえ検討する予定ですので、現段階では基本設計内容をご確認ください。
284	41	2	2.2	-2	2)	(オ)	他施設からの汚水の接続が想定される箇所	将来的に他施設からの汚水流入計画があるのであれば、事前にご提示いただけないでしょうか。	No.283の回答をご参照ください。
285	41	2	2.2	(2)	2)	(オ)	流入渠及び導水渠	「将来、他施設からの汚水の接続が想定される箇所は人孔を設ける」とありますが、貴市のご計画されている将来施設があれば、その施設の場所、施設機能等をご提示いただけないでしょうか。	No.283の回答をご参照ください。
286	41	2	2.2	(2)	2)	(オ)	流入渠及び導水渠	将来、想定される他施設とは、具体的にどこに何が配置されるのかご教授頂けますでしょうか。	No.283の回答をご参照ください。
287	41	2	2.2	(2)	3)	(オ)	東幹線分配槽	「流入汚水量が・・・簡易処理能力(22,000m3/日)の合計値を超過した分は・・・」とありますが、別紙3に示す貯留池の4000m3/日は合計値に含まれないのでしょうか。	簡易処理能力22,000m3/日は、雨天時貯留沈殿池の貯留容量4,000m3を含む値ではありません。
288	41	2	2.2	-2	3)	(ウ)	上流側の管渠情報	管渠上流側の詳細をご提示いただけないでしょうか。	公表可能な情報として、事業計画変更図書及び流量計算書を、近日中に公表いたします。
289	41	2	2.2	(2)	3)	(オ)		最初沈殿池における簡易処理能力を超過した分は、既設東側分配槽へ導水すること（直接放流）」となっていますが、別紙3の雨天時処理フローでは、それらのルートはなく整合しておりませんでした。別紙3に示されたフローに基づく配管設計を進めてよろしいでしょうか。	No.91の回答をご参照ください。
290	41	2	2.2	(2)	3)	(カ)		「将来放流渠を新設した際は、雨天時に導水可能な構造とすること」とはどのような構造をお考えでしょうか。	将来放流渠の整備後に、雨天時の対象水を導水できる接続性及び水理条件を確保した構造を想定しています。具体的な構造は民間事業者の提案によるものとします。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
291	41	2	2.2	(2)	5)		し尿浄化槽汚泥受入施設	し尿、浄化槽汚泥の貯留槽は3日分設けることとありますが、当該槽は複数槽が必要でしょうか。	維持管理性を考慮し、複数槽としてください。
292	41	2	2.2	(2)	5)	(ア)		し尿浄化槽汚泥の投入先を変更し、貯留槽を必要としないシステムを提案できる場合は、貯留槽の設置を不要としてよろしいでしょうか。	要求水準を満足し、安定した受入れ及び処理が可能であることを条件として、貯留槽を設置しないシステムを提案することが可能です。
293	42	2	2.2	(2)	5)	(イ)	臭気対策	「処理場内及び周辺環境を考慮した臭気対策、腐食対策を行うこと。」とあり、今回の事業範囲であるし尿浄化槽汚泥受入施設と重力濃縮槽汚泥分配槽については当然臭気対策を行いますが、し尿や浄化槽汚泥の投入によって事業範囲外である重力濃縮槽からの臭気が増加したとしても、事業者の責にはならないと判断してよろしいでしょうか。	No.254の回答をご参照ください。
294	42	2	2.2	(2)	6)		更新施設からの污水排水の逆流先	試料採取が可能であれば、更新施設の污水排水を沈砂池ポンプ棟ではなく、北側幹線に逆流させてもよろしいでしょうか。	污水排水の逆流先は流入污水の採水箇所よりも下流側で返流させてください。なお、採水箇所は可能な限り屋内が望ましいですが、屋外(沈砂池ポンプ棟外)でも可能です。
295	42	2	2.2	-2	6)	(イ)	流入污水の資料採取方法	水質測定について、現状の流入污水における資料採取の量及資料採取方法を、ご教示いただけますでしょうか。	・試料採取量：約2.5L（1L×2本、0.5L×1本） ・採取方法：手掬い式の採水器を使用しています。
296	42	2	2.2	(2)	6)	(イ)	試料採取	污水排水の影響がない点で試料採取ができる構造となっていれば、採水箇所は沈砂池ポンプ棟外も許容されとの理解で良いでしょうか。	No.294の回答をご参照ください。
297	42	2	2.2	(2)	6)	(ウ)		合流用と分流用を別々に設けることとなっていますが、処理場全体として公共用水域への放流負荷削減に寄与できれば、統合提案は可能でしょうか。	既設3系水処理施設の運用及び雨天時の運転管理を考慮し、沈砂池及びポンプ井は、合流污水用と分流污水用を別々としてください。
298	42	2	2.2	-2	7)	③(ウ)	反応タンクについて	「季節の水質変化に対応可能な構造とすること。」とありますが、遵守すべき水質基準値を具体的にご教示をお願いします。	実績水質の変動を考慮した設計としてください。 既存の実績データを確認の上、公表可能な情報を、近日中に公表いたします。
299	42	2	2.2	(2)	7)	③	反応タンク	曝気用送風機の記述がありません。要求水準をご提示いただけないでしょうか。	曝気用送風機は、要求水準書（案）2.2(6)等に応ずる要求水準を満足することを条件として、機種、能力及び台数は民間事業者の提案によるものとします。
300	43	2	2.2	(2)	7)	⑤	塩素混和池の実績	雨天時の塩素注入率と接触時間の実績値をご教示いただけないでしょうか。	既存の実績データを確認の上、公表可能な情報を、近日中に公表いたします。 なお、接触時間はデータは取得しておりません。
301	44	2	2	(1)	9)		場内整備表2-1	見学者・来客者用駐車スペースの※印について、普通車の台数および身体障害者用施設の内容をご教示いただけないでしょうか。	見学者・来訪用は普通車10台程度、身体障害者用駐車施設は2台程度を希望します。なお、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)、人にやさしい福祉のまちづくり条例(群馬県)、思いやり駐車場利用証制度(群馬県)を準拠してください。
302	44	2	2.2	(2)	8)	—	管廊	管廊は「各施設を連絡する多種多様な管きょ類を収容し、点検や修理を簡便にすると同時に、各施設の地下階間を通行するための通路として活用するためのもの」とのことですが、連絡する建築施設、土木施設をご提示いただけないでしょうか。	表1-3に示すとおりです。
303	44	2	2.2	(2)	8)	—	管廊	管廊は「各施設を連絡する多種多様な管きょ類を収容し、点検や修理を簡便にすると同時に、各施設の地下階間を通行するための通路として活用するためのもの」とのことですが、必ずしも地下に限定されるものではなく、場合によっては地上空間を利用した提案も可能、との理解でよろしいでしょうか。	No.60の回答をご参照ください。

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
304	44	2	2.2	(2)	8)	(ウ)	管廊	「新2系水処理施設等…。将来施設については、別紙10に示す基本設計図に基づくこと。」とありますが、提案の中で第2期工事以降の施設配置を変えた案をご提示しても問題はないでしょうか。	本事業範囲に関わらない範囲であり、第2期事業との接続性及び将来の施設整備に支障を及ぼさないことを条件として、将来施設の配置変更を提案することが可能です。
305	44	2	2.2	(2)	8)	(イ)	管廊	管廊は維持管理のみに用いるため、バリアフリー構造は不要であるとの理解で良いでしょうか。	関係法令等においてバリアフリー化が必要となる範囲を除き、維持管理用通路として必要な安全性及び通行性を確保してください。
306	44	2	2.2	(2)	8)		管廊	各施設の地下階間を通行するための通路とありますが、連絡すべき建築物・土木躯体をお示しいただけないでしょうか。	No.302の回答をご参照ください。
307	44	2	2.2	(2)	9)		場内整備	普通車用の駐車場は場内に分散して配置しても問題ないとの理解で良いでしょうか。	駐車箇所については事業者との協議によりますが、分散配置は可能です。なお、分散配置する場合は、前橋市用及び見学者・来客者用(普通車)を管理棟周辺に優先的に配置してください。
308	44	2	2.2	-2	9)	①(a)	正門、副門について	「正門及び副門の位置は、道路交通法、駐車場法施工令等の関係法令を遵守して決定すること。」とありますが、検討の結果、既設と同位置となった場合は、更新する必要はなく、現況のままとしても良いという理解でよろしいでしょうか。	第1期再構築範囲に近接する範囲（現有北門から現有正門までを想定）については、更新対象としてください。なお、具体的な整備範囲は提案内容を踏まえ協議により決定いたします。
309	44	2	2.2	(2)	9)	表2-1	場内道路・駐車場検討に係る車両条件	表2-1 場内道路・駐車場検討に係る車両条件をご提示いただいておりますが、すべての施設が竣工後にご提示された車両が駐車できることが要求水準、との理解でよろしいでしょうか。	記載の車両台数は現在、本市(職員も含む)及び運転管理を行う者が所有している数であり、常時確保する必要があります。駐車場所については、都度協議させていただきます。
310	44	2	2.2	(2)	9)	表2-1	場内道路・駐車場検討に係る車両条件	表2-1 場内道路・駐車場検討に係る車両条件をご提示いただいておりますが、工事期間中、どうしても全ての車両が駐車できない場合には、どの車両を何台駐車できるようにするか、について貴市との協議ができる、との理解でよろしいでしょうか。	No.309の回答をご参照ください。
311	44	2	2.2	(2)	9)	表2-1	場内道路・駐車場検討に係る車両条件	表2-1 場内道路・駐車場検討に係る車両条件をご提示いただいておりますが、駐車スペースを検討する上で、「作業車」の寸法が必要となります。作業車の寸法若しくは規格をご提示いただけないでしょうか。	維持管理者用駐車スペースの作業車台数に誤記がありましたので、下記のとおり変更致します。 【作業車の内訳】 維持管理者用：普通車4台、2t車1台（計5台） 前橋市用：普通車7台。
312	44	2	2.2	(2)	9)	表2-1	場内道路・駐車場検討に係る車両条件	表2-1 場内道路・駐車場検討に係る車両条件をご提示いただいておりますが、見学者・来客用駐車スペースにおいて、「普通車」「身体障害者用駐車施設」は「※」となっております。事業者提案において駐車スペースの検討が必要なため、現時点での想定台数をご提示いただけないでしょうか。	No.301の回答をご参照ください。
313	46	2	2.2	-2	9)	③(b)	外周柵について	「(ア) 柵の高さ、材質については、周辺の環境や特性、全体デザインに配慮したものとすること。」とありますが、今回工事で干渉があり、復旧が必要な箇所に限定するという理解でよろしいでしょうか。それとも、工事との干渉に関係なく敷地全周の外周柵を更新でしょうか。	外周柵の整備範囲は、工事により干渉し復旧が必要となる箇所のみに限定するものではありません。第1期再構築範囲に近接する範囲（現有北門から現有正門までを想定）については、更新対象としてください。なお、具体的な整備範囲は提案内容を踏まえ協議により決定いたします。
314	46	2	2.2	(2)	9)	④	植栽計画	「施設北側は市道を挟んで民家があることから、目隠し等の環境対策を行うこと」とのことですが、いままでに地域住民から前橋水質浄化センターに対して目隠してほしい、といった環境対策要望がありましたでしょうか。	現時点では、特に要望は受けておりません。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
315	46	2	2.2	(2)	9)	④	植栽	「施設北側は市道を挟んで民家があることから、目隠し等の環境対策を行うこと」とのことですが、実際に住民の視界から施設の存在を遮断する様な植栽等は、逆に圧迫感や閉塞感を創出する事が懸念されます。そのため、「目隠し等の環境対策」とは、「景観を損なわないための工夫や、癒されるような緑化環境の創出」という理解でよろしいでしょうか。	記載のとおり、敷地北側には道路や民地があるため、処理場への立ち入りが容易にできる構造や、臭気が発生する下水処理場を容易に視認できるような構造は好ましくないと考えているため、これらの対策を検討したうえで、ご提案をお願いします。
316	46	2	2.2	(2)	9)	④	植栽	植栽計画において、植え付けを推奨する樹種、規格等がございましたら、ご提示いただけないでしょうか。	具体的な植栽計画はありませんので、維持管理費用にご留意いただきご提案をお願いします。
317	46	2	2.2	(2)	9)	④	植栽	植栽計画において、植え付けを希望されない樹木、規格等がございましたら、ご提示いただけないでしょうか。	No.316の回答をご参照ください。
318	46	2	2.2	(2)	9)	④	植栽	植栽計画において、本事業に求められる緑化率、緑化面積の規定がございましたら、ご提示いただけないでしょうか。	本事業で求める緑化率、緑化面積の規定はありません。 また、No.316の回答をご参照ください。
319	46	2	2.2	(2)	9)	④	植栽	管理棟、し尿浄化槽汚泥受入施設は、要求水準書(案)P3表1-1の通り、沈砂池ポンプ棟、新1系水処理施設より先行して供用開始します。先行して供用開始する施設に近接する外構（植栽、舗装等）は施設と合わせて一緒に整備する事になりますが、これらの外構も合せて先行して供用開始するエリアとして引き渡しが可能、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
320	46	2	2.2	(2)	9)	④	植栽	施設北側の民家から、今までに施設に対して要望や申し入れ等が有りましたら、差し支えない範囲でご提示いただけないでしょうか。	臭気については年に2件ほど問い合わせがあります。その他、プール解体時に1件振動の問い合わせがありました。臭気対策については地元自治会等から要望されております。
321	46	2	2.2	(2)	9)	④	植栽	施設北側には目隠し等の環境対策を行うこととあります。県道沿いの施設東側は中・高木を用いず低木等で緑化を行うこととあることから、施設北側は中・高木を用いた緑化による目隠しを示唆されているのでしょうか。	No.315の回答をご参照ください。
322	46	2	2.2	(2)	9)	④	植栽	事業者にて整備した植栽の手入れは、本事業の保全計画に含まれるでしょうか。	植栽管理は本事業の業務範囲外です。
323	47	2	2.2	-3	1)	(ア)	測量について	「測量成果に関する資料は、別紙 7 に示す通りである。これを参考に、民間事業者は、本工事に必要な測量調査を行うこと。」とありますが、現地測量の結果、ご提案時に別紙 7 と齟齬が生じた場合は、設計変更として協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	予見可能性がないものについて、詳細は協議に応じます。
324	47	2	2.2	-3	1)	(イ)	地質条件について	「地質条件に関する資料は、別紙 7 に示す通りである。これを参考に、民間事業者は、本工事に必要な地質調査を行うこと。」とありますが、地質調査の結果、ご提案時に別紙 7 と齟齬が生じた場合は、設計変更として協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	予見可能性がないものについて、詳細は協議に応じます。
325	47	2	2.2	(3)	1)	(工)	各施設の仕様	建築施設について、要求水準書（案）には建築仕上仕様が示されていないため、事業者ごとに要求水準の解釈が異なる可能性があります。 建築仕上については事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	建築仕上については事業者提案とします。 なお、基本設計での仕上計画を募集要項等で示す予定です。
326	47	2	2.2	(3)	2)	(ウ)	建物の耐震設計	モデル化係数（ $\alpha_m = 1.1$ ）を採用して地震力の割り増しを行い、また構造体の耐震安全性の目標をⅡ類に定義し、重要度係数 $I = 1.25$ を考慮するとありますが全建築物に適用する認識でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に示す耐震安全性の目標は、対象となる全ての建築物に適用します。
327	47	2	2.2	(3)	2)	(イ)	建築計画基本条件	再構築後の維持管理体制は、管理棟で施設の全体管理を行うとありますが、前橋市の職員数、維持管理者職員数の想定（男女別）はございますか。	現状のままと見込んでいます。 参考として、R8の人員体制をお示します。 前橋市職員数：23名(男19名、女4名)。 維持管理者職員数：23名(男22名、女1名)。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
328	48	2	2.2	-3	3)	—	見学者を考慮した施設設計	見学者の見学動線を考慮した施設とするとありますが、想定する見学者の最大人数や時間、現在の見学者対応における留意点等あればご教示をお願いします。	No.129の回答をご参照ください。
329	48	2	2.2	(3)	3)	(オ)	階の一部を屋上とする場合	階の一部が屋上となる場合、可能な限り南側が屋上となる構造とするとありますが目的をご提示いただけないでしょうか	南側の屋上に太陽光発電パネルの設置を想定しているためです。
330	48	2	2.2	-3	3)	(オ)	管理棟の屋上配置	南側に屋上を設けたい理由について、ご提示いただけないでしょうか。	No.329の回答をご参照ください。
331	48	2	2.2	(3)	3)		管理棟	管理棟内部は上足利用と考えていますが、よろしかったでしょうか。上下足の計画についてご教示をお願いします。	事業者提案としますが、少なくとも監視室や水質試験機器等の精密機器を設置する箇所は保護のため土足禁止が望ましいと考えております。
332	48	2	2.2	(3)	3)	(ア)	監視室	監視室の必要面積をご教示ください。（市側で実施する別途工事で設置する既設中央監視設備及び遠方監視設備に必要なスペース）	別途工事の実施設計は今後予定しており、現状確定した必要面積の情報はありません。ご提案時は基本設計をベースにご検討いただき、詳細については、実施設計の内容を踏まえ、契約後、事業者と協議させていただきます。
333	48	2	2.2	(3)	3)	(カ)	管理棟（見学動線）	見学者動線について想定されている動線、対象施設をご教示ください。また管理棟は1階大会議室、展示スペースのみでしょうか。もしくは屋上での見学等を想定されていますでしょうか。（バリアフリー化の対象範囲も確認必要）	No.263の回答をご参照ください。 なお、施設全体を見るため、必要に応じて見学者を管理棟屋上に上らせることはあり得ると考えています。
334	48	2	2.2	(3)	3)	(ウ)	管理棟	エレベーターを設置（地上部はすべて停止）とありますが、想定人数（定員）はございますか。	エレベーターについては収容人数11人乗りとし、車椅子の回転に支障がない構造としてください。また、各種関係法令等に基づき設置してください。
335	48	2	2.2	(3)	3)	(エ)		管理棟 市職員と維持管理者のゾーンは明確に分離とありますが、監視室は維持管理者のゾーンと考えよろしいですか。	お見込みのとおりです。
336	48	2	2.2	(3)	3)	(オ)		階の一部が屋上となる場合、可能な限り南側が屋上となる構造とありますが、意図は北側住宅地からの視線を出来るだけ遮るためですか。	No.329の回答をご参照ください。
337	48	2	2.2	(3)	3)	(カ)		見学者動線を考慮した施設とありますが、会議室にて全体説明を行い、管理棟の監視室を見学する想定でしょうか？また、小学生見学者の人数の想定は120人と考えてよろしいでしょうか。	No.129及びNo.263の回答をご参照ください。
338	49	2	2.2	-3	3)	(ア)	表2-2管理棟の要求水準 維持管理者用スペース	維持管理者用スペースの設計条件に多目的トイレが含まれていますが、必要でしょうか。	維持管理者用の多目的トイレは、前橋市職員用トイレの多目的トイレを供用可能な配置としていただければ、必要ありません。その場合、前橋市職員が使用する各室へのセキュリティ対策をお願いします。
339	49	2	2.2	(3)	3)	(ア)	器材倉庫	器材倉庫（62.2㎡以上）について、屋外との行き来とは地上部のみを指しますでしょうか。もしくは屋根も含みますでしょうか。	地上部のみを指します。
340	49	2	2.2	(3)	3)	(ア)	維持管理者用スペース（浴室）	浴室はシャワーブースのみ（浴槽は無し）と考えてもよろしいでしょうか。また、シャワーの必要台数についてご教示をお願いします。	浴槽は不要です。 シャワーは2台程度を希望します。
341	49	2	2.2	(3)	3)	(ア)	展示室	展示室は展示スペースに代替可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
342	49	2	2.2	(3)	3)	(ア)	書庫	台帳倉庫は書庫（81.6㎡以上）にて代替（含めることは）可能と考えてよろしいでしょうか。	台帳倉庫は、監視室、事務室の両室から直接出入りできる部屋としてください。 書庫は、本市職員のみが立ち入りできる部屋としてください。 そのため、台帳倉庫と書庫は別部屋として計画してください。
343	49	2	2.2	(3)	3)	(ア)	書庫・器材倉庫	書庫、器材倉庫は分割可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 No.342の回答をご参照ください。

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
344	49	2	2.2	(3)	3)	(ア)	維持管理者用スペース（作業員控室）	1階作業員控室は控室（事務所）の用途ではなく、更衣スペースのみの用途と考えてよろしいでしょうか。また更衣スペースを同時利用する人数をご教示ください。	用途はお見込みのとおりです。 同時利用者数は現在の日勤者数である15～20名程度を想定しております。
345	49	2	2.2	(3)	3)	(ア)	トイレ	維持管理者用の多目的トイレの可否をご教示ください。	No.338の回答をご参照ください。
346	49	2	2.2	(3)	3)	(ア)	トイレ	各トイレの便器、洗面、SKについてを必要台数をご教示ください。	各トイレの便器、洗面、SKの台数については管理棟の平面計画や動線計画にもよるため、事業者との協議となりますが、SKは少なくとも水質試験室に1台、その他に1台設置してください。
347	49	2	2.2	(3)	3)	表2-2	水質試験室	別紙11備品リストにおいて、本事業対象となる移設備品については移設までとし、調整・試運転・性能確認は貴市負担ということではよろしいでしょうか。	No.55の回答をご参照ください。 なお、移設備品の調整、試運転、性能確認は本事業対象外です。
348	49	2	2.2	(3)	3)	表2-2	水質試験室	別紙11備品リストに示される移設備品について、レイアウト計画に影響するため重量・電源容量・給排水条件等の資料をご提示いただけないでしょうか。	開示可能な情報を精査のうえ、募集要項等に示します。
349	49	2	2.2	-3	4)	—	3系新電気室について	本事業の対象には3系新電気室の建屋整備が含まれるものと理解しております。 一方で、別途工事として移設又は更新される既設3系電気設備から既設3系負荷設備までの接続工事（配線・配管ルートの確保、構築、付帯する改造を含む）については、本事業の対象外であり、別途工事にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。 既設3系電気設備の二次側負荷構成、接続容量及び配線ルート等の詳細については、提案時点で事業者が十分に把握することが困難であるため、当該工事を本事業範囲に含める場合、提案条件及び費用算定に大きな影響を与えるものと考えております。 そのため、既設3系電気設備の二次側に係る接続工事及びこれに伴う改造工事は別途工事として実施されるものと考えていますが、よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
350	49	2	2.2	-3	4)	—	3系新電気室について	本事業において民間事業者が実施する範囲は3系新電気室の建屋整備であり、既設3系電気設備の移設及び設置は別途工事にて実施されとの理解です。そのため、3系新電気室については別紙10に示される基本設計図（参考）のとおり、電気設備を1階に配置する前提で建屋計画を行ってよろしいでしょうか。	No.332の回答をご参照ください。
351	49	2	2.2	-3	4)	—	3系新電気室について	別紙6及び別紙10において、3系新電気室の配置及び建屋計画が示されています。 本事業において民間事業者が実施する範囲は3系新電気室の建屋整備であり、電気設備の移設・設置は別途工事にて実施されとの理解です。 このため、3系新電気室の建屋規模については、別紙6及び別紙10に示された内容を前提として計画するとの理解でよろしいでしょうか。 また、電気設備の移設・設置に係る検討結果により建屋規模が変更となる場合は、別途工事に起因する条件変更として協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No.332の回答をご参照ください。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
352	49	2	2.2	-3	4)	—	3系新電気室について	3系新電気室の設置は本事業の範囲であり、既設3系水処理施設の電気設備の移設は貴市が実施する別途工事との理解です。 一方で、既設3系水処理施設の電気設備と既設負荷設備との接続にあたっては付帯工事が発生すると考えられます （例：既設管廊への接続のための掘削・管廊築造、埋設管路の敷設、配線ルートの整備、ケーブルラックの設置、等）。 これらの工事は、既設3系水処理施設の電気設備移設に伴い必要となる工事であることから、本事業の対象外とし、貴市が実施する別途工事の範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
353	49	2	2.2	(3)	4)	(イ)	3系新電気室	3系新電気室について、平面、断面スペースは基本設計図と同等と考えてよろしいでしょうか。	3系新電気室は、必要な設備、保守空間及び本市において移設する監視制御設備等を収容できる規模としてください。基本設計図は参考とし、要求水準を満足するよう設計してください。
354	50	2	2	(3)	7)	(ア)	新1系水処理施設	「維持管理に必要な部屋を設けること」ありますが、維持管理に必要な部屋とは、どのような目的で使用するの事を考えているか、ご提示いただけないでしょうか。	予備品及び工具類の保管、作業スペース（加工、修理等）を想定しています。
355	50	2	2.2	(3)	7)	(ア)	新1系水処理施設	維持管理に必要な部屋は階段室、電気室以外であればご提示いただけないでしょうか。	No.354の回答をご参照ください。
356	50	2	2.2	-3	7)	(ア)	新1系水処理施設	維持管理に必要な部屋について、具体的にご提示いただけないでしょうか。	No.354の回答をご参照ください。
357	50	2	2.2	(3)	7)	(ア)	新1系水処理施設	維持管理に必要な部屋とは、電気室や階段室との理解でよろしいでしょうか。これ以外の要求事項がある場合は、ご提示いただけないでしょうか。	No.354の回答をご参照ください。
358	50	2	2.2	(3)	7)	(ア)	新1系水処理施設	維持管理に必要な部屋とは、どの程度の維持管理を想定したものであるかをご教示ください。	No.354の回答をご参照ください。
359	50	2	2.2	(3)	7)	(ア)	新1系水処理施設	維持管理に必要な部屋を設けることとありますが、当該部屋の使用目的をご教示いただけないでしょうか。	No.354の回答をご参照ください。
360	51	2	2.2	-4	3)	(ク)	空調機の分散設置	居室用途に応じて、分散設置の有無を判断すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
361	51	2	2.2	(4)	3)	(ク)	空気調和設備工事	空調機器故障時に最低でも50%の能力が確保できるように2台に分散配置とありますが 面積の小さな作業員控室、仮眠室等の居室についても2台以上の設置が必要でしょうか。これらの部屋は、熱負荷も小さいと想定されます。	空調設備の分散配置を求める居室は、常時職員が使用する主要室(事務室、中央監視室等)を想定しています。 ご提示いただいた居室については、複数台の設置は不要です。
362	51	2	2.2	(4)	4)	(イ)	換気設備工事	「建築設備設計基準」に準拠するとありますが、「建築設備設計基準」は、庁舎を想定しており、下水処理施設の用途の部屋にあてははまらないケースが多いと思われます。この場合、「下水道施設計画・設計指針と解説」等、及びこれらの基準を参考とした類似室として換気回数等の条件を設定してよろしいですか。	詳細は募集要項等に示します。
363	52	2	2.2	-4	5)	(コ)	給湯設備	給湯設備の必要な個所は浴室と湯沸かし室のみでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
364	52	2	2.2	-4	5)	(コ)	給湯設備	湯沸室の給湯方式は貯湯式電気温水器と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
365	52	2	2.2	-4	8)	(ア)	諸官庁協議について	「消防法、建築基準法、危険物の規制に関する政令、前橋市火災予防条例に基づき、必要な設備を設置すること。また、詳細については所轄消防署と協議を行い、その指導に従うこと。」とありますが、ご提案時に諸官庁と事前協議を行ってもよろしいでしょうか。 可の場合、契約後の諸官庁との本協議において事前協議から変更が生じた場合は、設計変更として協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。 不可の場合、ご提案時は事業者提案でご提案いたしますが、契約後の諸官庁との本協議において指導により変更が生じた場合は、設計変更として協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	No.272の回答をご参照ください。
366	52	2	2.2	-4	8)	(イ)	所轄消防署との打合せ議事録について	「更新施設は、防火対象物の指定として消防法施行例別表1の15項（各号に該当しない事業場）に該当するため、これを考慮した設備構成とすること。」とありますが、貴市は所轄消防署と事前協議済とお見受けしました。その際の打合せ議事録を開示いただけますでしょうか。	公表可能な情報を精査のうえ、近日中に公表いたします。
367	53	2	2.2	-5	1)	(ウ)	一般事項	P20では「国土交通大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び「国土交通大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準図（電気設備工事編）」の記載がありませんでしたが、本項にて「準拠すること」と記載されています。JIS,JEC,JEMへの準拠を優先しますがよろしいでしょうか。	No.144の回答をご参照ください。
368	54	2	2.2	-5	2)	(ア)	施設ごとの建築電気設備項目	「（※）別途工事（プラント電気設備）の内容を確認の上、検討すること」と記載があります。 別途工事の内容を確認する資料は、前橋市様経由でいただいた資料により確認するものと考えていますが、よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
369	54	2	2.2	(5)	2)	(ア)	建築電気設備	管理棟に雷保護設備が必要となっていますが、危険物一般取扱所の為に必要との判断でしょうか？又は、落雷頻度を考慮しての設置でしょうか。	本計画の管理棟は、危険物(燃料)取扱量が指定数量の10倍を超過するため、「危険物の規制に関する政令」第19条により、避雷設備を設置することとしています。
370	56	2	2.2	-5	5)	(ク)	動力設備	P20では「国土交通大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び「国土交通大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準図（電気設備工事編）」の記載がありませんでしたが、本項目にて「盤の構造は、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に準ずること」と記載されています。JIS,JEC,JEMへの準拠を優先しますがよろしいでしょうか。	No.144の回答をご参照ください。
371	57	2	2.2	-5	11)	(ア)	防犯用配管設備について	「施設警備の別途委託を予定しているため、防犯用設備の配線を設置するための空配管を設置すること。詳細は本市と協議の上、決定すること。」とありますが、ご提案時に事業者がお見積り可能な仕様、数量等をご教示ください。	現時点でご提示できる情報はありません。詳細は契約後の協議においてお示しいたします。
372	59	2	2.2	(6)			機械設備に関する要求水準	脱臭に関する指定事項はないと考えておりますが、この様な理解で良いでしょうか。	要求水準書（案）2.2(6)1)カ)に示すとおりです。
373	59	2	2.2	(6)	1)	(カ)	活性炭吸着方式の定義	活性炭吸着方式の定義として、脱臭剤が活性炭以外も含む場合は活性炭吸着方式には含まれず、民間事業者が設定した適切な臭気強度を満足する設備容量とし、脱臭剤に合わせた設備容量計算が可能で、脱臭剤の交換頻度を年1回以下とする必要はないという認識でよろしいでしょうか。	要求する脱臭性能を満足できる場合は、活性炭以外の脱臭剤を提案することが可能です。交換頻度は、性能を継続して確保できるよう設定してください。 なお、要求水準書（案）に示すとおり、LCCの低減に資する提案としてください。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
374	59	2	2.2	-6	2)	①(オ)	し尿浄化槽 汚泥受入設備	基本設計図フローシート記載の手運び可能なm3コンテナ（キャスター付）を想定しています。そのような仕様ではなく、し渣系統と同じような貯留設備が必要になりますでしょうか。	沈砂は、ダンプトラックでの搬出を想定しているため、し渣同様の貯留設備が必要です。
375	59	2	2.2	-6	2)	①(オ)	し尿浄化槽 汚泥受入設備	沈砂はm3コンテナ（キャスター付）での手運びによる場内小運搬ではなく、コンテナ専用車（4t）での運搬を基本とされますでしょうか。	No.374の回答をご参照ください。
376	59	2	2.2	-6	2)	①(オ)	し尿浄化槽 汚泥受入設備	沈砂とし渣は別々ではなく、1台のコンテナで受けて搬出することでもよいものでしょうか。	沈砂とし渣は搬出先が異なるため、コンテナは分けて対応してください。
377	59	2	2.2	-6	2)	①(カ)	し尿浄化槽 汚泥受入設備	基本設計図フローシートのとおり、沈砂はm3コンテナ（キャスター付）での水切りドレン程度を想定しています。し渣系統と同様に、沈砂専用の脱水機を設けるということでしょうか。	No.374の回答をご参照ください。
378	60	2	2.2	(6)	2)	②	重力濃縮槽 汚泥分配槽 設備	「本設備は・・・重力濃縮槽に分配するため・・・」とありますが、現況は重力濃縮槽（3槽）への分配はどのように実施されているかご教示いただけないでしょうか。	2系沈殿汚泥槽からの送泥は、タイマー設定により6時間に1度行われます。重力濃縮槽の流入弁は常時開としており、2系から送泥された汚泥が重力濃縮槽の1号～3号に送泥されます。送泥量は比較的均等になるよう流入弁開度の調整等により調整しています。
379	60	2	2.2	-6	2)	②	重力濃縮槽 汚泥分配槽 設備	機械設備に関する要求水準として、重力濃縮槽汚泥分配槽の供用開始に伴う配管切替に際し、既設送泥ポンプの能力が不足する場合は必要に応じて増強を行うことと記載されています。 一方で電気設備としては、既設送泥ポンプの能力増強を実施する場合、ポンプ本体の更新・増設に加え、電源ケーブルの引き直し、既設動力盤の改造、保護装置の容量変更等、既設電気設備の改造が必要となる可能性があります。このような既設電気設備の改造については、既設設備側の改造工事に該当することから、本事業の対象外とし、貴市が実施する別途工事の範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.46の回答をご参照ください。
380	61	2	2.2	(6)	3)	②	(工) 汚水 ポンプ設備	送水先を既設3系から新2系へ切替を行うとあります。新2系に切替する時期は少なくとも十数年先と考えられますが、流入水量は要求水準の表1-10に記載の数値から変更がないものと考えてよろしいでしょうか。	本事業では要求水準書（案）及び別紙5に示す水量に対応するとともに、将来の切替が可能な計画としてください。
381	62	2	2.2	(6)	3)	(ウ)	表 2-6 再 生水使用量 及び使用用途	表2-6に示す使用量（将来の用水量）の送水設備を設置可能な計画としますが、将来用のろ過設備も同じ内容で想定しております。この様な理解で良いでしょうか。（今回分のろ過設備、給水設備＋全体分の水槽を設置する計画）	お見込みのとおりです。
382	62	2	2.2	(6)	4)	④	消毒設備	「必要な場合」との記載がありますが、省略を認める基準は p43⑤（工）と同じと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
383	62	2	2.2	(6)	⑤	(ウ)	用水設備	新1系用水設備から既設汚泥処理施設への給水は行わないと考えてよろしいでしょうか。その場合、新井戸を新1系稼働後も使用し続けるのでしょうか。 新1系用水設備からの給水が必要な場合は、送水ポンプを本事業範囲とするか否か、及び既設汚泥処理施設に必要な給水量をご教示願います。	新1系用水設備と既設汚泥処理施設の給水範囲、新井戸の供用期間及び必要水量は、開示可能な情報を精査のうえ、募集要項等に示します。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
384	63	2	2.2	-7	1)	(工)	受変電設備	「設備構成は、・・・（将来）の全ての段階で、配電が行えるように構成すること」と記載があります。汚泥処理施設供用開始時期や新2系水処理施設供用開始までに20年以上間があくため、将来を見越して用意した設備が使われないまま、修繕対象となることが考えられます。将来設備分を見越した構成を検討はします（盤サイズ等、将来スペースを確保します）が、実際に製作する際には、1期工事で必要な設備のみとしますが、よろしいでしょうか。	将来の各段階における配電に支障を及ぼさない構成とすることを条件として、本事業において製作する設備の範囲は民間事業者の提案によるものとします。将来設備分の増設に必要なスペース等は確保してください。
385	63	2	2.2	-7	1)	(オ)	受変電設備	「設備容量は、・・・（将来）の全ての段階で、配電が行える容量とすること」と記載があります。汚泥処理施設供用開始時期や新2系水処理施設供用開始までに20年以上間があくため、将来分が使われないまま、修繕対象となることが考えられます。将来設備分を見越した容量を検討はします（盤サイズ等、将来スペースを確保します）が、実際に製作する際には、1期工事で必要な容量のみとしますが、よろしいでしょうか。	No.384の回答をご参照ください。
386	63	2	2.2	-7	1)	(シ)	既設3系水処理施設の電気設備	「既設3系水処理施設の電気設備は、本市側で設置を予定している」との記載がございますが、本事業にてスムーズにケーブル繋ぎこみを実施するために更新時期は民間提案を受け入れていただける認識でよろしいでしょうか。	既設3系水処理施設の電気設備の設置は、本市側で実施します。実施時期については、本事業の工程との整合を図る必要があることから、設計時に本市と協議してください。
387	63	2	2.2	-7	1)	(セ)	受変電設備	「進相コンデンサは、・・・目標力率が98%以上」と記載があります。将来を見越して進相コンデンサを実装すると、過剰実装の期間が長くなりますので、1期工事で必要な容量のみとしますが、よろしいでしょうか。	No.384の回答をご参照ください。
388	63	2	2.2	(7)	1)	(シ)	受変電設備	埋設配管やハンドホールも本事業範囲に含まれると考えておりますが、この様な理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。本事業で必要となる埋設配管及びハンドホールを含みます。
389	63	2	2.2	(7)	1)	(シ、ス)	電気設備	市側で実施する別途工事（既設3系水処理施設の電気設備工事）と本事業における動力主幹ケーブルの繋ぎこみで、工程の調整が必要になると考えられます。市側の別途工事が遅延したことにより、本事業の試運転や供用開始に遅れが出た場合、増加費用はどのように扱いますでしょうか。また、接続後の動作不良などの責任分界はどのように判断されますでしょうか。	詳細は募集要項等に示します。
390	64	2	2.2	-7	2)	(ウ)	自家発電設備	「設備容量は、・・・（将来）の全ての段階で、配電が行える容量とすること」と記載があります。汚泥処理施設供用開始時期や新2系水処理施設供用開始までに20年以上間があくため、将来分が使われないまま、修繕対象となることが考えられます。将来設備分を見越した容量を検討はします（盤サイズ等、将来スペースを確保します）が、実際に製作する際には、1期工事で必要な容量のみとしますが、よろしいでしょうか。	自家発電設備を施工する際は、第1期更新事業後の施設(既存施設及び更新施設)への配電が行える容量をご提案ください。
391	64	2	2.2	-7	2)	(工)	自家発電設備	ライフサイクルコストの観点から軽油の他に重油も要求水準に追加していただくことは可能でしょうか。	軽油に限らず、一般的に調達できる燃料であれば認めます。詳細は募集要項等に示します。
392	64	2	2.2	(7)	2)	(イ)	自家発電設備	表 2-7 自家発対象負荷の例に記載されている負荷の予備機は、自家発電対象負荷から除外するとの理解でよろしいでしょうか。予備機も含めるものがあればご提示いただけないでしょうか。	表2-7は自家発電対象負荷の例を示したものです。要求水準書（案）に記載のとおり、揚水機能、汚水処理機能及び消毒機能を確保および施設機能保全に支障が生じないことを条件として、予備機を自家発電対象負荷から除外することは可能です。
393	64	2	2.2	(7)	2)	(工)	自家発電設備	「使用する燃料は軽油」とありますが、これは、すでに貴市が他企業と優先供給協定を締結されているなどの理由から軽油を選定されているのでしょうか。他に軽油を選定されている理由があればご教示ください。	No.391の回答をご参照ください。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
394	64	2	2.2	(7)	2)	(イ)	自家発電設備	汚水ポンプ雨水ポンプも含め、予備機は自家発対象負荷から除外してよいと考えておりますが、この様な理解で良いでしょうか。 また返送汚泥ポンプの負荷についても50%で考えておりますが、この様な理解で良いでしょうか。	予備機の取扱いは、No.392の回答をご参照ください。 返送汚泥ポンプの負荷については、汚水処理機能の確保に支障がないように設定してください。
395	64	2	2.2	(7)	2)	(工)	自家発電設備	燃料をA重油で提案したいと考えておりますが、この様な理解で良いでしょうか。	No.391の回答をご参照ください。
396	64	2	2.2	(7)	2)	(工)	自家発電設備	経年で劣化した燃料の処分・入れ替えは市側の負担になると考えておりますが、この様な理解で良いでしょうか。	ご質問の趣旨は、新設する自家発電設備稼働後の燃料の維持管理に係る費用負担を確認するものと捉えました。 経年で劣化した燃料の処分・入れ替えについては、運転管理の範疇であるため、お見込みのとおりです。
397	64	2	2.2	(7)	2)		自家発電設備	自家発用の原動機機種は指定なしと考えておりますが、この様な理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
398	64	2	2.2	(7)	2)		自家発電設備	騒音対策の要否は自由と考えておりますが、この様な理解で良いでしょうか。 また騒音対策が必要な場合の敷地境界における目標騒音値について、ご教授頂けますでしょうか。	騒音対策の要否は、関係法令等及び規制基準を遵守することを条件として、民間事業者の提案によるものとします。 敷地境界における目標騒音値については、要求水準書（案）1.5(1)に示すとおりです。
399	64	2	2.2	(7)	2)		自家発電設備	送風機設備の自家発対象負荷は、「水処理機能を最小限確保できる容量または台数を見込むとする。概ね、日最大汚水量の1倍程度の水処理機能の確保を目安とする」とありますが、この最小限確保できる容量を達成するために、具体的な送風量などの最低基準値はありますか。	具体的な送風量などの最低基準値は定めていません。要求水準書（案）に示す「概ね、日最大汚水量の1倍程度の水処理機能の確保」を目安として、送風量などは、民間事業者において設定してください。
400	65	2	2.2	-7	3)	(ウ)	監視制御設備	「ゲートウェイ装置等を設けて」と記載があります。 ゲートウェイ装置は専用のコントローラを設けるのではなく、ゲートウェイ機能も含む複数機能を持ったコントローラを設けることでもよろしいでしょうか。	オープンネットワーク化は求めない方針に変更いたします。詳細は募集要項等に示します。
401	65	2	2.2	-7	3)	(ウ)	監視制御設備	「テレメータ装置を構築する際に、・・・IP回線（イーサネット）に対応可能な機種とすること」との記載があります。テレメータそのものは設定を変更することでデジタル化に対応可能ですが、デジタル化の際に、ルータ等の追加用品が必要となります。はじめからデジタル化で構築しても良いでしょうか。	本事業において、遠方監視制御設備の新設は事業範囲外であり、テレメータ装置の新設を求めるものではありません。詳細は募集要項等に示します。
402	65	2	2.2	-7	3)	(オ)	監視制御設備	「モニタ出力機能はマルチディスプレイを構成できるようにすること」と記載があります。 マルチディスプレイを構成できるような機能を設けるのみで、ディスプレイは各端末に1台でよろしいでしょうか。	マルチディスプレイを構成できる機能を有することを求めるものであり、ディスプレイの設置台数は、監視性を確保できることを条件として民間事業者の提案によるものとします。
403	65	2	2.2	-7	3)	(カ)	撤去に関するアスベスト調査方法について	アスベスト調査の資料採取範囲、含有調査方法等については、事業者の提案時の建設費用算出に係るため、事前に範囲と調査方法が開示されるという事でしょうか。	試料採取範囲及び調査方法は、既存資料を踏まえて事業者において提案してください。
404	65	2	2.2	-7	3)	(カ)	撤去に関するアスベスト調査方法について	アスベスト調査は書面調査、現地調査で考えております。 検体採取と分析費用については別途清算という理解でよろしいでしょうか？	No.29の回答をご参照ください。
405	65	2	2.2	-7	3)	(キ)	アスベストを含む廃棄物処理	アスベスト調査は本業務の範囲内となるが、アスベスト撤去は別途清算という理解でよろしいでしょうか。	No.29の回答をご参照ください。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
406	65	2	2.2	-7	3)	(ク)	監視制御設備	「汎用工業用パソコン」と記載があります。 「汎用パソコン」でよいのか。「産業用パソコン」なのか。どちらを想定しているでしょうか。ご教示をお願いします。	汎用パソコンを想定しております。なお、ハードウェアの新設は本事業対象外とし、ハードウェアの設置に必要な範囲を確保いただく方針に変更いたします。詳細は募集要項等に示します。
407	65	2	2.2	-7	3)	(ク)	監視制御設備	「汎用工業用パソコン、モニタ、プリンタ、ルータ等のハードウェア」と記載があります。 必要スペックについて、ご教示をお願いします。	ハードウェアの新設は本事業対象外とし、ハードウェアの設置に必要な範囲を確保いただく方針に変更いたします。 詳細は募集要項等に示します。
408	65	2	2.2	(7)	3)	(カ)	監視制御設備	「既設3系水処理施設の改造に伴って必要となる監視制御設備の機能増設及び新管理棟または3系新電気室への移設工事は本市側で実施する」とありますが、3系新電気室への移設工事の開始時期、完了時期をご提示ください。	No.51の回答をご参照ください。
409	65	2	2.2	(7)	3)	(カ)	監視制御設備	中継ポンプ場を対象とした遠方監視制御設備の移設は、どの事業で実施されるのかご教示ください。また移設の開始時期、完了時期をご提示ください。	中継ポンプ場を対象とした遠方監視制御設備の移設は、本市が別途工事で行います。実施時期については、管理棟等の工事工程により実施時期が決定されると認識しているため、契約後、最適な工事期間を事業者と協議させていただきます。
410	65	2	2.2	(7)	3)	(ウ)	監視制御設備	別紙10-144項のシステム構成図では、遠方監視制御設備が本事業で建設する監視制御設備に取り込まれておりません。遠方監視設備の接続は別途計画されていますでしょうか？別途計画されている場合は、接続時期についてご教授頂けますでしょうか。 また取り込みに必要な費用は本事業に含まれないと考えておりますが、この様な理解で良いでしょうか。	本事業において、遠方監視制御設備の新設は事業範囲外であり、当面の間は取り込む予定はありません。そのため、接続時期は未定です。 また、取り込みに必要な費用は本事業に含まれません。
411	65	2	2.2	(7)	3)	(キ)	遠方監視制御盤の新盤について	「将来の更新時に、電気室内に新盤を先に設置してケーブル切替が行えるよう、切替スペースを設けて配置計画を行うこと。」とありますが、新盤とは、遠方監視制御装置と既設3系水処理の監視制御装置の通信装置やテレコントローラ装置を収納するラック等の自立盤を意味し、それらは別事業で貴市の方で設置する理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
412	65	2	2.2	(7)	3)	(カ)	既設3系水処理施設に伴う監視制御設備	「既設3系水処理施設の改造に伴って必要となる監視制御設備の機能増設及び……移設工事は本市側で実施する。ただし、民間事業者において機能増設、新設、移設等を実施する提案は認めるものとする。」とありますが、後段について民間事業者によって提案する機能増設、新設、移設等は、本事業費用に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	民間事業者の提案により機能増設、新設、移設等を実施する場合の費用の取扱いについては、本事業に含まれます。
413	65	2	2.2	(7)	4)	(ウ)	監視制御設備	UPSはミニUPSでもよいと考えておりますが、この様な理解で良いでしょうか。 上記がNGの場合、信頼性確保のため産業用UPS指定とする必要があるでしょうか。	UPSは、要求水準書（案）に示す機能・性能及び信頼性を確保できることを条件として、機種は民間事業者の提案によるものとします。
414	66	2	2.2	(7)	3)	(カ)	監視制御設備	既設3系水処理と新1系水処理の運用を切り替える際、一時的に並列監視が必要となります。 既設3系水処理の監視制御装置に機能増設が発生する場合、その費用は貴市負担であり、本事業範囲外と理解してよろしいでしょうか。	既設3系水処理施設の改造に伴って必要となる監視制御設備の機能増設等は、要求水準書（案）2.2(7)3)(カ)に示すとおり本市側で実施することとしています。
415	66	2	2.2	-7	4)	(カ)	特殊電源設備	「3系新電気室内に設置するため、…敷設及び繋ぎ込みは本事業で実施すること」と記載があります。 ケーブルの送り元は受変電設備からでよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	ケーブルの送り元を含む特殊電源設備の電源供給元については、設計時に本市と協議してください。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
416	66	2	2.2	-7	4)	(カ)	特殊電源設備	現地確認において、旧管理棟2階電気室に既設UPSが設置されていることを確認しました。 本事業において実施するケーブルつなぎ込み作業に伴う停電計画を検討するため、当該UPSの容量、接続負荷及び停電時のバックアップ可能時間をご教示ください。 また、当該UPSについて、定期点検や更新作業等の際に停止している実績がある場合は、その際の停止時間及び運用上の制約条件についてもご教示ください。	開示可能な情報を精査のうえ、募集要項等に示します。
417	66	2	2.2	(7)	4)	(カ)	特殊電源設備	「既設 3系水処理施設の LCD監視制御装置とコントローラ盤等用の無停電電源装置は、本市側で3系新電気室内に設置する」とありますが、別紙10-154 の3系水処理電気室には、貴市にて設置される機器の記載がありません。3系新電気室において、貴市で設置される機器の単線結線図、機器寸法、機器重量をご提示ください。	別途工事の実施設計は今後予定しており、現状単線結線図等の情報はありません。ご提案時は基本設計をベースにご検討いただき、詳細については、実施設計の内容を踏まえ、契約後、事業者と協議させていただきます。
418	66	2	2.2	(7)	4)	(オ)	特殊電源設備	蓄電池の機種に指定はないと考えておりますが、このような理解で良いでしょうか。	蓄電池は、要求水準書（案）に示す機能及び必要な容量を確保できることを条件として、機種は民間事業者の提案によるものとします。
419	66	2	2.2	(7)	5)	(イ)	運転操作設備	「シーケンス方式は、監視制御設備とのデータ転送が容易に行える方式とすること。」とありますが、監視制御設備へのデータ通信が容易に行える回路構成とすることと理解してよろしいでしょうか。	シーケンス方式としては、アナログ形式（リレー）とデジタル形式（コントローラ）を想定しており、役割に合わせて、監視制御設備とのデータ転送が容易に行える方式としてください。
420	66	2	2.2	(7)	5)	(ア)	運転操作設備	制御盤方式はC/C Ry方式となっておりますが、動力制御盤でも可能となっております。この採用は事業者に一任するという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）2.2(7)5)(ア)に示す要件を満足することを条件として、制御盤方式は民間事業者の提案によるものとします。
421	67	2	2.2	-7	5)	(コ)	運転操作設備	既設施設と信号を取り合う必要ある旨の記載があります。既設設備からの信号出力改造は、別途工事側で実施と考えていますがよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	お見込みのとおりです。
422	67	2	2.2	(7)	5)	(サ)	運転操作設備	インターロック対象が不明であるため、具体的内容・例をご教授頂けますでしょうか。	インターロックの具体的な対象については、施設の運転条件及び安全確保の観点から必要となる範囲を民間事業者において整理し、設計時に本市と協議してください。
423	67	2	2.2	-7	6)	(ウ)	計装設備	「機種等が統一可能なものは統一し」と記載があります。 本事業内で統一を考慮するものとし、既設機器と統一するものではないと考えていますが、よろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	ご質問の趣旨は、計装機器の機種統一の対象範囲を確認するものと捉えました。維持管理性の向上を目的とするものであり、本事業において整備する機器を対象として統一を図ってください。 また、既設機器との統一を求めるものではありません。
424	68	2	2.2	(7)	6)	(ケ)	計装設備	流量計及び濃度計は～更新時に切替が可能な構成とすることとありますが、小口径の計装機器全てにそのような対策が必要でしょうか。	更新時に切替が可能な構成とする対象については、維持管理上の必要性を踏まえて設定してください。具体的な対象範囲は、設計時に本市と協議してください。
425	69	2	2.2	(7)	8)	(ア)	接地工事	「等電位ボンディングで建屋間を接続」を考慮しております。屋外機器用も含め想定されている接地系統図を提示して頂けますでしょうか。	接地系統図に関する提示可能な資料はありません。
426	69	2	2.2	(8)			撤去工事に関する基本的な考え方	別紙7-4-1 P2010～p2068ののし尿浄化槽汚泥処理施設に関する資料の鮮明度がやや低く、判読が難しい範囲があります。この範囲について再度スキャンを実施して頂き、鮮明なデータをご提示頂けないでしょうか。	要望に応じて、別途ご提示いたします。
427	69	2	2.2	(8)			撤去工事に関する基本的な考え方	別紙16 撤去施設図1 のうちP64～P128、P248～333のし尿処理施設に関する資料の鮮明度がやや低く、判読が難しい範囲があります。この範囲について再度スキャンを実施して頂き、鮮明なデータをご提示頂けないでしょうか。	要望に応じて、別途ご提示いたします。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
428	69	2	2.2	(8)	3)	(イ)	浄化槽汚泥処理施設、し尿処理施設	「浄化槽汚泥処理施設、し尿処理施設は、新設するし尿浄化槽汚泥受入施設の供用開始後に撤去すること」とのことですが、これらの撤去施設の水槽内の汚水、汚泥は産業廃棄物のため、撤去工事着手前には貴市が汚水、汚泥を処分し、水槽内は空の状態、という理解でよろしいでしょうか。	No.27の回答をご参照ください。
429	69	2	2.2	(8)	3)	(イ)	土壌調査	「土壌調査は新設し尿浄化槽汚泥受入施設の供用開始後に実施可能となる想定であるため、必要な調査及び届出を行ったうえで撤去すること」とのことですが、現在のし尿浄化槽汚泥処理施設の内、地表面部分は単位区画または隣接する単位区画と統合して調査が実施されています。表層土壌調査（別紙7-6538）の図のD3-1の区画では、表層調査は実施済みで、地下ピット部が未実施の状況になります。この場合に地下ピットの調査と併せて表層調査が必要、との理解でよろしいでしょうか。	調査及び届出については、各種法規制、ガイドライン等に遵守し、調査実施前段階で前橋市環境政策課と協議した上でご対応ください。 なお、これらの調査及び届出に伴う費用については協議に応じます。
430	69	2	2.2	(8)	3)	(イ)	土壌調査	「土壌調査は新設し尿浄化槽汚泥受入施設の供用開始後に実施可能となる想定であるため、必要な調査及び届出を行ったうえで撤去すること」とのことですが、現在のし尿浄化槽汚泥処理施設の内、地表面部分は単位区画または隣接する単位区画と統合して調査が実施されています。具体的には、D3-2はD2-8と区画統合、D3-3はD2-10と区画統合した形で表層調査が実施されております。追加で実施する土壌調査において、区画統合を分割しての再調査が必要、との理解でよろしいでしょうか。	No.429の回答をご参照ください。
431	69	2	2.2	(8)	3)	(イ)	土壌調査	「土壌調査は新設し尿浄化槽汚泥受入施設の供用開始後に実施可能となる想定であるため、必要な調査及び届出を行ったうえで撤去すること」とのことですが、未調査範囲は地下階のみが該当するものと思料します。 し尿浄化槽汚泥処理施設の地下階で汚染のおそれが有る物質は、別紙7-4-1地歴調査報告書より、別紙7-1488の鉛、砒素、別紙7-1489のセレン、別紙7-1491のほう素です。 例えば、地歴調査報告書（別紙7-1483）のし尿浄化槽汚泥処理施設の1階部分のカドミウムの場合、未調査範囲の地表面では汚染のおそれが少ない（黄色）となっていますが、地下階では汚染のおそれがない（無着色）となっております。 このように、地下階では汚染のおそれがない物質は調査対象物質から除外し、地歴調査報告書に基づき汚染のおそれが確認できる鉛、砒素、セレン、ほう素が調査対象物質、との理解でよろしいでしょうか。	No.429の回答をご参照ください。
432	69	2	2.2	(8)	3)	(イ)	土壌調査	「土壌調査は新設し尿浄化槽汚泥受入施設の供用開始後に実施可能となる想定であるため、必要な調査及び届出を行ったうえで撤去すること」とのことですが、第一種特定有害物質については、地表面での土壌ガス調査ができない区画については、地下階から土壌ガスを採取する、との理解でよろしいでしょうか。	No.429の回答をご参照ください。
433	69	2	2.2	8)	3)		撤去工事に関する条件	撤去するタンク等に残存した油や汚物（産業廃棄物）は貴市にて処理いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	No.27の回答をご参照ください。
434	69	2	2.2	8)	3)	(イ)	撤去工事に関する条件	土壌調査は・・・撤去することとありますが、土壌調査に新たに土壌汚染が確認された場合は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	本市が提示した情報を超えるものについては、予見可能性の有無等を踏まえ個別に判断します。詳細については募集要項等に示します。

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第１期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
435	69	2	2.2	(8)	3)	(イ)	撤去工事	現時点で土壌調査が実施できていない「浄化槽汚泥処理施設」の範囲において、新施設供用開始後の調査で基準不適合（汚染）が判明した場合、その対策費用やそれに伴う撤去工期の遅延に関する責任および費用は貴市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	本市が提示した情報を超えるものについては、予見可能性の有無等を踏まえ個別に判断します。詳細については募集要項等に示します。
436	70	2	2.2	(8)	1)	(サ)	近接施工	「既設構造物と近接施工となる区間があるため、適切な事前調査を実施の上、本市の承諾を得て施工すること」とのことですが、現時点では事前調査が実施できないため、事前調査結果に基づく近接施工区間における施工計画の立案が出来ません。 事業契約後の事前調査結果によって、貴市が事業契約前に提示した情報に基づいた施工計画では対応できず追加対策が必要となった場合、用地のリスク分担に基づき貴市が負担、との理解でよろしいでしょうか。	予見可能性がないものについて、詳細は協議に応じます。
437	70	2	2.2	(8)	3)	(カ)	アスベスト調査	サンプリング位置図は、別紙7-3アスベスト調査報告書で確認できましたが、アスベスト範囲図が添付されておりません。 アスベスト範囲図があると確実な撤去作業ができるため、アスベスト範囲図をご提示いただけないでしょうか。	本市が持ち合わせている資料は現在開示している情報のみです。 そのため、アスベスト範囲図は現時点ではありません。 なお、開示可能な情報を精査のうえ、募集要項等に示します。
438	70	2	2.2	(8)	3)	(カ)	アスベスト調査	撤去施設内のグレーチング下、配管用の保温材、区画貫通部、ケイカル板2種、煙突等、別紙7-3アスベスト調査報告書で確認できない範囲は、応募者が事業者が契約締結後、アスベスト含有調査を実施する、との理解でよろしいでしょうか。	No.29の回答をご参照ください。
439	70	2	2.2	(8)	3)	(カ)	アスベスト調査	アスベスト調査時、稼働中の機器類や使用中の執務室等の調査は未実施と思料します。アスベスト調査が未実施の範囲をご提示いただけないでしょうか。	No.437の回答をご参照ください。
440	70	2	2.2	(8)	3)	(カ)	アスベスト調査	煙突について、水質試験室、し尿浄化槽汚泥処理施設は図面で煙突は確認できましたが、調査結果は確認できませんでした。 水質試験室、し尿浄化槽汚泥処理施設の煙突は、アスベスト調査を実施しておらず、事業者が事前調査を実施、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
441	70	2	2.2	(8)	3)	(カ)	アスベスト調査	旧ボイラー室、管理棟、水質試験室、し尿浄化槽汚泥処理施設の煙突について、、煙道横引きや石綿管の有無について、ご提示いただけないでしょうか。	No.437の回答をご参照ください。
442	70	2	2.2	(8)	3)	(カ)	アスベスト調査	煙突の撤去については作業届出等を提出するため、アスベスト調査結果の有無は重要と考えています。 煙突に関わる調査結果は別紙で提示された報告書以外にはない、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
443	70	2	2.2	(8)	3)	(カ)	アスベスト調査	現段階での調査結果をもとにアスベスト撤去に関する費用を見積もる場合、調査未実施と思われる範囲については、みなし含有としてアスベスト撤去費用を計上する、との理解でよろしいでしょうか。	No.29の回答をご参照ください。
444	70	2	2.2	-8	3)	(カ)	アスベスト含有調査について	「当該工事範囲においてアスベスト含有調査を行い、適切に撤去すること。試料採取範囲、含有調査方法等は本市と事前協議を行うこと。なお、一部範囲についてはアスベスト調査が完了しているため、資料を貸与する。」とありますが、ご提案時には、アスベスト調査費までを含み、その調査結果による処分費は、別途精算対象という理解でよろしいでしょうか。	No.29の回答をご参照ください。
445	70	2	2.2	-8	3)	(コ)	撤去工事に関する条件	撤去工事に関して支障となる配管・配線類の敷設状況が分かる資料は、前橋市様からいただけていると考えていますが、よろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	公表可能な情報を精査のうえ、追加資料を近日中に公表いたします。

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第 1 期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
446	70	2	2.2	-8	3)	(サ)	撤去工事に関する条件	「既設施設に損傷が生じた場合には民間事業者の責任において賠償を含む復旧を行うこと」と記載があります。 前橋市様提供資料および事前調査で見つけられていない配管・ケーブル・機器に由来する損傷は除くと考えていますが、よろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	予見可能性がないものについて、詳細は協議に応じます。
447	70	2	2.2	(8)	3)	(コ)	撤去工事に関する条件	貴市が提示した資料に記載がない埋設配管が発見された場合、仮設や切り回しの対策は貴市と協議の上、費用は貴市にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	予見可能性がないものについて、詳細は協議に応じます。
448	70	2	2.2	(8)	4)	(ア)	撤去品有価物の取り扱い	「撤去品のうち有価物については、民間事業者の責任において売却し、売却収入全額を本市に支払うこと」とのことですが、最終的には撤去工事による有価物収入費用が契約金額から減額される、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
449	70	2	2.2	(8)	4)	(ア)	撤去品有価物の取り扱い	「撤去品のうち有価物については、民間事業者の責任において売却し、売却収入全額を本市に支払うこと」とのことですが、撤去工事を実施しないと売却収入が確定できないため、提案金額には売却収入を見込まない、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
450	70	2	2.2	(8)	4)	(ア)	撤去品有価物の取り扱い	「国の交付金等の対象となるかどうかを整理し、本市へ報告すること」とのことですが、報告時期は設計業務完了時、との理解でよろしいでしょうか。	国の交付金については、毎年申請を行いますので、有価物の報告は、設計業務完了時（想定数量）及び工事期間中（毎年度の売却数量・金額）を報告していただく予定です。
451	70	2	2.2	(8)	4)	(イ)	撤去品有価物の取り扱い	「撤去品の材質・重量等について、本市に報告すること。」とのことですが、報告時期は撤去施設毎にその施設撤去工事が完了時、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 有価物の売却収入額は全額本市に支払っていただきます。 報告方法についてはNo.450の回答をご参照ください。
452	71	2	2.2	-9	(キ)	—	初沈流入水路・放流水路の断面修復について	「初沈流入水路・放流水路のうち、工事によってドライ化される範囲については、適宜躯体の断った上で防食被覆の更新を行うこと。」とありますが、断面修復の度合いにつきまして、ご提案時に事業者がお見積り可能な仕様（厚み、箇所）、数量等を暫定で構いませんので、ご教示ください。	別紙17-7に示す条件でお見積をお願いいたします。
453	71	2	2.3	(3)			性能試験新1系水処理施設処理水（雨天時）の扱い	P.15 表1-14に示される新 1 系処理水質BOD=40mg/L(雨天時)のサンプリング条件（降雨条件や流入水量・水質条件、簡易放流量等）をご教示いただけますでしょうか。	No.112の回答をご参照ください。
454	71	2	2.3	(3)			性能試験新1系水処理施設処理水（雨天時）の扱い	P.15 表1-14に示される新 1 系処理水質BOD=40mg/L(雨天時)の性能試験を行う場合、性能評価期間全ての降雨に対して評価が必要となりますでしょうか。もしくは代表降雨複数回の結果となりますでしょうか。	No.112の回答をご参照ください。
455	71	2	2.3	-9	(カ)	—	既設整流壁・パーシャルフリュームの扱い	「整流壁・パーシャルフリュームは(中略)撤去の想定である。ただし、施工後も機能上必要と判断される場合は」とあります。 必要性は事業者が判断することよろしいでしょうか。	本市との協議により決定いたします。
456	74	3	1	(2)			性能評価検証業務の対象	当該対象期間において既設機器の操作（ゲート開閉や吊上げ等）が必要な場合は、貴市運転管理側でご対応いただくという認識で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第 1 期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
457	74	3	1	(3)			性能評価検証業務の体制	「統括責任者」、「運転管理指導責任者」、「保守点検指導責任者」、「試験責任者」となる配置者の資格要件（保有資格、工事経験等）は問わないとの理解でよろしいでしょうか。	配置する資格者の要件は、関係法令等及び募集要項等をご参照ください。
458	74	3	1	(4)			性能評価検証期間の責任者詰所	管理棟の監視室を使用することができるとありますが、運転管理者とは別室をご準備いただけるのでしょうか。（簡易なWEB会議等が可能か確認したい意図です。）	専用の別室を設けるのは困難なため、監視室を簡易的に区分けしていただくか、隔離スペースが必要な場合は事業者側で別途現場事務所等を設置してください。 なお、管理棟内の会議室を一時的に使用する場合は、事前の申し出・調整が必要です。
459	74	3	3.1	(3)			性能評価検証業務に関する要求水準	事業者が提案する水処理方式が標準法だった場合、性能評価期間は1年に短縮していただけないでしょうか。	現時点では、性能評価検証業務の期間短縮は想定しておりません。
460	74	3	3.1	(3)			性能評価検証業務の体制	「配置する各責任者の内、統括責任者は、他の責任者との兼務を認めない」という記載がございますが、運転管理指導責任者は、保守点検指導責任者と試験責任者を兼務できるという理解でよろしいでしょうか。	統括責任者以外の責任者の兼務は、必要な業務を適切に実施できる体制であれば可能です。
461	75	3	3.2	(3)			性能評価検証業務の体制	別紙18に示す項目は示される頻度で貴市でサンプリングいただけるかと思いますが、新 1 系水処理施設に対するサンプリングという理解でよろしいでしょうか。特に塩素混和池出口とは新 1 系塩素混和池出口でよろしいでしょうか。	前段については、別紙18に示す項目は新1系水処理施設に対するものも含まれます。 後段については、お見込みのとおりです。
462	75	3	3.2	-4	—	—	運転管理・保守点検マニュアル策定について	「作成した運転管理マニュアル及び保守点検マニュアルは、性能評価検証業務の終了 6 ヶ月前までに、本市に提出し、本市の承諾を得ること。」とありますが、内容については、(1)(2)の記載内容をもとに事業者提案によるという理解でよろしいでしょうか。 もし、貴市で想定されている詳細な章立て（目次）等がありましたら、ご教示をお願いします。	要求水準書（案）に示す事項を満足するよう民間事業者が作成してください。現時点で指定する章立てはありません。
463	76	3	3.2	-5	1)	②	性能評価検証業務における組織体制及び人員配置計画	資格者の配置とありますが、配置する人員の必要な資格等については、募集要項等の公表時に示されるという理解でよろしいでしょうか。もしくは、事業者の提案によるものでしょうか。	No.457の回答をご参照ください。
464	76	3	3.2	(5)	1)	④⑤	性能評価検証業務計画書：運転管理指導計画・保守点検指導計画の記載内容	運転計画や巡回点検内容・頻度、点検内容・頻度等の具体的な記載が必要とありますが、性能評価期間中にマニュアル作成を実施するのではなく、性能評価期間前に提出の性能評価検証業務計画書に上記の記載が必要で、性能評価期間中の実績に基づいて当該書類をアップデートするという方針でしょうか。	お見込みのとおりです。性能評価検証業務計画書に必要な計画を記載し、実績及び検証結果を踏まえてマニュアル等へ反映してください。
465	78	4	4.1	-3	1)	—	保全管理体制	資格者の配置とありますが、配置する人員の必要な資格等については、募集要項等の公表時に示されるという理解でよろしいでしょうか。もしくは、事業者の提案によるものでしょうか。	No.457の回答をご参照ください。
466	78	4	4.1	(3)	2)		緊急時の体制	「緊急事態発生後24時間以内に必要な措置をとることができる体制を確保」、とのことですが、必要な措置とは、募集要項等で具体的に示される、との理解でよろしいでしょうか。	必要な措置とは、現場確認、応急措置、関係者への連絡その他被害拡大を防止するために必要な対応を想定しています。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
467	78	4	4.1	(3)	2)		基本的事項	保安全管理期間における設備の不具合発生時には、事業者は現場に常駐をしていないため、まずは運転管理業務委託者がその不具合の立証を行い、事業者側に帰責があることが明確になったのち、事業者へその対応等について依頼をするという理解でよろしいでしょうか。	突発的に生じた修繕等に関する対応フローは別紙19に示すとおりです。
468	79	4	4.2				突発的に生じた修繕等対応フロー	軽微な修繕が発生した際には、貴市にて手配された別業務受託者が修繕対応をすることになっていますが、その修繕内容については、事業者との情報共有を行っていただけないでしょうか。	No.142の回答をご参照ください。
469	79	4	4.2	(1)	—	—	保守点検業務	貴市で実施される電気設備の「保守点検業務（日常点検、点検周期が1年未満の定期点検、臨時点検、定期自主点検、法定点検、簡易な故障修繕、点検設備等周辺の清掃等）」について、貴市でお考えの具体的な「対象設備」と「点検・修繕内容」をご提示ください。	事業者提案に基づいて、本市にて別途実施する予定です。
470	79	4	4.2	(2)			修繕・大規模修繕業務	目標耐用年数について指定がある場合は年数等についてご提示いただけないでしょうか。	目標耐用年数は、前橋市公共下水道ストックマネジメント計画及び民間事業者の提案を踏まえて設定します。 なお、公表可能な情報を、近日中に公表いたします。
471	79	4	4.2	(2)			修繕・大規模修繕業務	「修繕・大規模修繕業務の実施に伴い発生する副産物（修繕対象設備の被交換部品、付着物等）は、民間事業者の責任と費用で適正に処分すること。」と記載されていますが、有価物についても同じ取り扱いでよろしいでしょうか？	No.450及びNo.451の回答をご参照ください。
472	79	4	4.2	(2)			修繕・大規模修繕	本事業で納入が想定される機械設備機器の中で、脱臭設備が存在しますが、活性炭の交換周期など1年以内での設計を求められております。活性炭の交換や取替作業などにおいては、本市側の業務範囲と判断して宜しいでしょうか。	ご質問の趣旨は、脱臭設備の脱臭剤の交換に係る業務範囲を確認するものと捉えました。 活性炭の交換は消耗品の交換であるため、本市が負担します。 なお、活性炭の交換頻度は、年1回以下の頻度としています。
473	79	4	4.2	(2)	—	—	修繕・大規模修繕	大規模修繕の中に更新や長寿命化工事など交付金等の対象となる業務も含まれておりますが、交付金の付与が計画に対して全て付与されない場合なども想定されます。要求水準書では、本要求水準書及び事業提案書に示す性能及び機能を……大規模修繕はその規模に関わらず実施すること）とあり、交付金が付与されない場合でも事業者は提案時と差異のない状態で更新業務が実施できるものと考えて宜しいでしょうか。	民間事業者へのサービス対価の支払いについては、国庫補助金の交付金額を踏まえて事業者と調整させていただく可能性があります。詳細は募集要項等に示します。
474	79	4	4.2	(2)	—	—	修繕・大規模修繕	更新工事などにおける交付金が計画通りに付与されず、市側との協議において工事計画の範囲減少や中止などが発生した場合、設備維持を確保するための修繕などが別途必要となる場合も想定されます。この場合の対価については、別途市側と協議の上、変更契約などをして頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	民間事業者へのサービス対価の支払いについては、国庫補助金の交付金額を踏まえて事業者と調整させていただく可能性があります。詳細は募集要項等に示します。
475	79	4	4.2	(2)	—	—	修繕・大規模修繕業務	時間計画保全に位置付けられる設備の目標耐用年数について、貴市が指定される具体的な年数が示されていませんが、これは、事業者の任意で目標耐用年数を定めることができるとの理解でよろしいでしょうか。	No.470の回答をご参照ください。
476	79	4	4.2	(2)			修繕・大規模修繕業務	目標耐用年数は事業者が任意に設定してもよいと考えておりますが、この様な理解で良いでしょうか。 上記について指定がある場合、その年数等についてご教授願います。	No.470の回答をご参照ください。
477	79	4	4.2	(2)			修繕・大規模修繕業務	「目標耐用年数を超える時期に更新を実施」について、例えば目標耐用年数が10年の場合は建設から10年目に必ず更新しなければならない（絶対条件）と考えておりますが、この様な理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
478	79	4	4.2	(2)			修繕・大規模修繕業務	p82に「契約終了後5年間は大規模修繕を実施することなく」とありますが、その間に目標耐用年数を迎えるものは本事業での大規模修繕対象外と考えております。このような理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
479	79	4	4.2	(2)			表4-1(事後保全)	1総則1,1(3)事業コンセプトには、予防保全型の施設管理の徹底とありますが、貴市の管理区分には、事後保全の内容が記載されています。事後保全に記載されている対象設備について予防保全の観点から時間計画保全にすべきものがあった場合、事業者提案にて変更することは可能でしょうか。	表4-1管理方法の区分例に関する質問と捉えました。本表は例示であるため、管理区分については、事業者提案の内容を踏まえ、必要に応じて見直しを行うことを想定しています。 なお、本事業ではライフサイクルコストの低減を目的として、基本的には状態監視保全への見直しを想定しており、時間計画保全への変更については設備特性等を踏まえて個別に判断します。
480	79	4	4.2	(2)			目標耐用年数	「目標耐用年数を超える時期に（大規模修繕のうち）更新を実施する計画とする。」とありますが、貴市の土木、場内管路、建築、建築付帯設備、機械設備、電気設備等の各設備ごとに設定されている目標耐用年数をご提示いただけないでしょうか。	No.470の回答をご参照ください。
481	79	4	4.2	(2)			修繕・大規模修繕業務	本事業は20年におよぶ長期事業であるため、施設機能を維持する観点から、当初の修繕計画を見直すべき局面が生じることを想定しております。つまり、事業期間全体における保全管理費の総額を超過しない範囲であれば、事業者の裁量にて適宜修繕計画を見直せるという理解でよろしいでしょうか。 また、基本的には全体の保全管理費の範囲内で調整いたしますが、運転管理状況等によっては、想定以上の機器劣化等により、どうしても総額を超過せざるを得ない事態も懸念されます。その際には、貴市と協議のうえで保全管理費の増額や計画の見直しを行えるよう、柔軟な制度設計をご検討いただけないでしょうか。	本市の承諾を得ることを条件として、施設機能及び要求水準を維持できる範囲で修繕計画を見直すことが可能です。 費用負担については、実施方針別紙1に示すとおり、本市の事由による保全管理費の増大は市の負担です。 なお、詳細は協議に応じます。
482	79	4	4.2	(4)	—	—	保守点検業務	「点検周期が1年以上の定期点検以外の保守点検（日常点検、点検周期が1年未満の定期点検、臨時点検、定期自主点検、法定点検、簡易な故障修繕、点検設備等周辺の清掃等）は、提出された保守点検計画書に基づいて、本市が実施し、実施した保守点検の結果を民間事業者へ提供する。」とありますが、貴市で実施いただく保守点検の計画書は事業者が策定して貴市へ提出し、貴市で実施いただくとの理解でよろしいでしょうか。 またその実施費用は貴市が負担されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
483	80	4	4.2	(3)	—	—	各種申請に関する業務	「修繕・大規模修繕を実施するに当たり、国の交付金等を活用することを想定していることから、本市側で実施する申請手続きの支援を行うこと。」とありますが、事業者が行う支援の具体的な業務内容をご提示ください。	No.119の回答をご参照ください。
484	80	4	4.2	(3)	—	—	各種申請に関する業務	「修繕・大規模修繕を実施するに当たり、国の交付金等を活用することを想定していることから、本市側で実施する申請手続きの支援を行うこと。」とありますが、国の交付金等が下りず、計画が変更となった場合、発生する費用は貴市にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	民間事業者へのサービス対価の支払いについては、国庫補助金の交付金額を踏まえて事業者と調整させていただく可能性があります。 詳細は募集要項等に示します。
485	80	4	4.2	(4)	1)		周辺住民からの苦情等への改善の協力	「苦情等への改善など本市が協力を求めた場合、民間事業者はこれに協力すること」とありますが、苦情が民間事業範囲に起因したもののか、改善が必要が等の事前協議をさせて頂いた上で、改善するかどうかのご協力とさせていただき認識でよろしいでしょうか。	本市からの協力内容は、改善対応以外にも協議支援等多岐に及ぶため、原則事前に協議や原因究明を設ける想定はありません。 ただし、維持管理の改善といった事業者に一定の負担が生じる対応を市が求めた場合には、当該対応の可否について協議を行うことを可とします。

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
486	82	4	4.3	(1)	(ア)		契約終了時の施設機能確認	別契約となる設計・建設工事請負契約終了時の確認については通常の設計委託・工事請負契約時に行われる検収と同様と考えてよろしいでしょうか。	別契約となる設計・建設工事請負契約終了時の確認については、通常の工事請負契約時に行われる検査手続と同様です。
487	82	4	4.3	-1	—	(ア)	契約終了時の施設機能確認	項目の記載は「保全管理業務委託契約」に該当し、別契約となる「設計・建築工事請負契約」終了時の確認は通常の設計委託・工事請負契約時に行われる検収と同様の認識でよろしいでしょうか。	No.486の回答をご参照ください。
488	82	4	4.3	(1)	(ア)	—	施設機能確認方法	「保全管理期間終了後5年間は、大規模修繕を実施することなく、施設を継続して運転管理することに支障のない状態であること。」とありますが、事業者で策定する長期修繕等計画で保全管理期間終了から5年後までに修繕が必要な施設については、保全管理期間終了前に修繕を実施する計画とする理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
489	82	4	4.3	(1)	(ア)	—	施設機能確認方法	「保全管理期間終了後5年間は、大規模修繕を実施することなく、施設を継続して運転管理することに支障のない状態であること。」とありますが、保全管理期間終了後5年間に大規模修繕を実施しないために必要となる「修繕」は本事業外との理解でよろしいでしょうか。	No.488の回答をご参照ください。
490	82	4	4.3	(1)	ア	—	契約終了時の施設機能確認	「保全管理期間終了後5年間は、大規模修繕を実施することなく、施設を継続して運転管理することに支障のない状態であること。」とありますが、本事業はDBM方式であり、事業者が運転管理を行わないため、保証期間を5年とすることは事業者にとって過大なリスクとなり、事業費の増加にもつながると考えます。PPP案件では一般的な1～2年への期間の見直しをご検討いただけないでしょうか。	ストックマネジメント計画において5カ年計画を想定し、事業終了以降の5年間に、次期更新計画が立てられるようにするため、「保全管理期間終了後5年間」と設定しております。
491	82	4	4.3	(1)	(ア)	—	契約終了時の施設機能確認	当該項は、保全管理業務委託契約の終了時における確認内容について記載されたものと理解しております。 一方、別契約となる設計・建設工事請負契約の終了時における確認については、通常の設計委託契約及び工事請負契約における完成検査・検収と同様の扱いとなるとの理解でよろしいでしょうか。	No.486の回答をご参照ください。
492	82	4	4.3	(1)	(ア)		契約終了時の施設機能確認	「（ア）保全管理期間終了後5年間は、大規模修繕を実施することなく、施設を継続して運転管理することに支障のない状態であること」とありますが、状態監視による保全を主としている場合、当該確認は逆に困難であり、当該項を満たすために安全側での前倒し修繕実施などLCCを増加させる方向にもつながりうるものと考えます。 予防保全型施設管理の徹底を旨とし、状態監視保全を確立・向上させた結果としてであれば、契約終了時点において（イ）・（ウ）の確認のみで十分であり、（ア）の確認は（イ）・（ウ）の充足をもって替えると考えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
493	82	4	4.3	(1)	(ア)		契約終了時の施設機能確認	当該項は保全管理業務委託契約に関する契約終了時の確認内容であって、別契約となる設計・建設工事請負契約終了時の確認は、通常の設計委託・工事請負契約時に行われる検収と同様と考えてよろしいでしょうか。	No.486の回答をご参照ください。

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：要求水準書（案）に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
494	82	4	4.3	(1)	(ア)		施設機能確認方法	「契約終了後5年間は大規模修繕を実施することなく」の判定について、例えば、故障は無いが製造業者の保守期限は切れている場合については対象外と考えておりますが、この様な理解で良いでしょうか。	電気設備に関して、保全管理期間終了後5年間に目標耐用年数を迎えない場合は、お見込みのとおりです。 目標耐用年数を迎える場合で、保守期限が切れている場合は、代替用品の有無を確認して、あれば問題ありません。なければ、協議を実施する想定であります。
495	82	4	4.3	(1)	(ア)		施設機能確認方法	「大規模修繕」と記載されておりますが、「大規模修繕」とは具体的にどのようなものを想定されておられますでしょうか。	要求水準書（案）1.1(1)(シ)に示す定義のとおりです。
496	82	4	4.3	(1)	(ア)		施設機能確認方法	「保全管理期間終了後5年間は、大規模修繕を実施することなく、施設を継続して運転管理することに支障のない状態であること。」とありますが、他PPP案件では事業期間終了後の保証期間は1～2年程度とすることが一般的であると思慮します。本件はDBM事業であり、事業者が運転を行わないこともあり、事業者の対応による設備の健全度の維持はそもそも困難です。その中で当該期間を5年と設定することは事業者としては非常にリスクであると考え、その分の費用を過度に計上せざるを得ないことで、事業費の高騰にもつながりますので、上記の通り、一般的な設定期間である1～2年に再設定をいただけないでしょうか。	No.490の回答をご参照ください。